平成28年 第3回定例会

浦臼町議会会議録

平成28年 9月13日 開会

平成28年 9月16日 閉会

浦臼町議会

浦臼町議会第3回定例会 第1号

平成28年9月13日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 一般質問
- 6 承認第 6号 専決処分した事件の承認について〔平成28年度浦 臼町一般会計補正予算(第5号)〕
- 7 承認第 7号 専決処分した事件の承認について〔平成28年度 浦臼町一般会計補正予算(第6号)〕
- 8 承認第 8号 専決処分した事件の承認について〔平成28年度 浦臼町一般会計補正予算(第7号)〕
- 9 承認第 9号 専決処分した事件の承認について [平成28年度浦 臼町一般会計補正予算(第8号)]
- 10 議案第43号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)
- 11 議案第44号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について
- 12 同意第 2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて
- 13 同意第 3号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて
- 14 報告第 3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について
- 15 認定第 1号 平成27年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定に ついて
- 16 認定第 2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出 決算の認定について
- 17 認定第 3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について
- 18 認定第 4号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について
- 19 発議第 2号 事務の検査について
- 20 請願第 1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書の請願書

- 2 2 請願第 3 号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要 望意見書の請願書
- 23 意見書案第1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書
- 2.4 意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPP の拙速な国会勝因の反対を求める要望意見書
- 2 5 意見書案第 3 号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する 要望意見書
- 2 6 意見書案第 4 号 林業・木材産業の成長産業化に向けた政策の充実 ・強化を求める意見書
- 27 所管事務調査について (総務・農林建設常任委員会合同)
- 28 所管事務調査について (総務・農林建設常任委員会)

○出席議員(9名)

議長	9番	阳	部	敏	也	君	副議長	8番	小	松	正	年	君
	1番	野	崎	敬	恭	君		2番	中	Ш	清	美	君
	3番	柴	田	典	男	君		4番	東	藤	晃	義	君
	5番	折	坂	美	鈴	君		6番	静	Ш	広	巳	君
	7番	牧	島	良	和	君							

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町	長	斉	藤	純	雄	君
副 町	長	Ш	畑	智	昭	君
教 育	長	浅	岡	哲	男	君
総務課	長	河	本	浩	昭	君
総務課主	幹	石	原	正	伸	君
くらし応援課	長	加賀	谷	隆	彦	君
長寿福祉課	長	大	並	雅	仁	君
長寿福祉課主	幹	杉	Щ	優	子	君
長寿福祉課主	幹	齊	藤	淑	恵	君
産業建設課	長	大	並	英	祐	君
産業建設課技術	長	馬	狩	範	_	君
教育委員事務局次	会 長	武	田	郁	子	君
農業委員事務局	会 長	宮	本	英	史	君
教育委員	会長	今	田	厚	子	君

農業委員	佐	藤	浩	司	君				
代表監查	星		和	行	君				
○出席事務局職員									
局	長	遠	Щ	敏	温	君			
書	記	西	Ш	茉	里	君			

◎開会の宣告

〇議 長

本日の出席人員は9名全員でございます。定足数に達しております。 ただいまから、平成28年第3回浦臼町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議 長

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあります日程表に基づき、順を追って進めてまいりますので、よろしくお願いをいたします。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議 長

日程第1、会議録署名議員の指名を会議規則第118条の規定により、議長において、5番折坂議員、6番静川議員を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

〇議 長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月16日までの4日間にしたいと思います。 ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月16日までの4日間と決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

〇議 長

日程第3、諸般の報告をします。

初めに、平成28年第2回定例会以降きょうまでの議長政務報告をお手元 に配付しておりますので、お目通し願い、主なもののみ報告をいたします。

全空知議長会の要望実行運動が、8月3日から8月5日まで行われました。

8月3日には、中空知町議会が農水省の幹部とのTPPの現状と今後の見通しについて説明を受け、その後質疑を行っております。

8月4日は、道内選出議員、そして各関係省庁幹部に、要望実行運動を展開しております。

以上であります。

次に、教育委員会委員長より、平成27年度浦臼町教育委員会事務の点検

及び評価結果報告書の提出がありましたので、写しをお手元に配付しておりますので報告済みといたします。

次に、監査委員より、平成28年6月分から8月分に関する例月出納検査の報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきますのでご承知願います。

続いて、総務常任委員長より、所管事務調査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。総務常任委員会所管事務調査は、報告済みとします。

続いて、農林建設常任委員長より、所管事務調査の報告がありましたので、 その写しをお手元に配付のとおりですのでご承知願います。農林建設常任委 員会所管事務調査は、報告済みとします。

◎日程第4 行政報告

〇議 長

日程第4、行政報告を行います。

初めに、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。 斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

皆さん、おはようございます。

平成28年第3回定例会の開会に当たり、一言ごあいさつと行政報告をさせていただきます。

本日をもって招集いたしました第3回定例会においては、報告1件、承認4件、同意2件、認定4件、議案2件を提出いたしております。各議案提出の際には詳細にご説明をいたしますので、十分なご審議をいただき、町政発展のため議員各位のご賛同を賜りますようお願いを申し上げます。

この際、第2回定例会以降の行政報告について、配付資料をごらんいただき、主なものを口頭にてご報告をいたします。

7月5日、中空知5市5町防災に関する協定を締結をしております。これは多発化、巨大化する自然災害に対し、中空知5市5町が連携して相互支援体制を構築し、地域住民の安全、安心を確保する上で、今後その効果が期待をされるところであります。

7月26日から3日間、空知地方総合開発期成会として、平成29年度空知地方に関する開発関連予算確保について、空知24市町長とともに中央要請活動をしております。空知地方の人口が、ピーク時の半分以下の30万人台となって少子高齢化が加速的に進んでいる状況など、課題が山積する中、地方創生の推進、地方交付税の充実と総額の確保、地域医療の確保、充実などを関係省庁並びに北海道選出国会議員に対して要請をしてきております。以上でございます。

〇議 長

次に、教育長から教育行政報告の申し出がありました。これを許します。

浅岡教育長。

○教育長 (浅岡哲男君)

おはようございます。

議長の発言のお許しがありましたので、第2回定例会以降の教育行政についてご報告申し上げます。

主なものについて、ご報告をさせていただきます。

7月1日、第4回中空知管内教育委員研修会が浦臼町において開催されました。神内ファームの会議室をお借りし、中空知5市4町の教育委員が一堂に会し、委員の資質向上に向け、臨床心理士の資格を持つスクールカウンセラーを招き、教育相談に向けた研修と委員間での情報交換を行っております。

7月13日、高知県の移民文化発信プロジェクト連携事業によりまして、 高知県立坂本龍馬記念館から前田由紀枝学芸課長をお招きし、坂本龍馬と浦 臼町の関係について、町内外から約80名の参加者を得て、町民文化講演会 を開催しております。

あわせて、中学校におきまして、龍馬と浦臼町のかかわりについて出前授業をしております。

8月16日、小学生の基礎・基本を充実し、学力向上に向けた取り組みとして、加配教諭小宮あかりさん23歳の嘱託教諭の辞令交付をし、同日配置しております。

8月19日、高知県安田町から、内川一則教育長、高知県立坂本龍馬記念館、高松清之館長、ほか安田町の職員1名の訪問がありました。安田町は、坂本龍馬の家督を継いだ坂本直(高松太郎)と坂本直寛の出生の地であり、高松館長においては、坂本龍馬の姉千鶴が嫁いだ高松家の17代当主に当たる縁でございます。

当日は、直寛の住居跡、坂本家の墓、史料館の視察をし、今後に向けた情報交流への足がかりとなりました。

9月8日、すぐれた文化・芸術に直接触れる機会の提供として、王子江先生の「楽しい水墨画教室」を小学校体育館において開催し、小学3年生から中学生の児童生徒、一般参加者を含め100名を超える王子江先生からの古来伝統芸術である水墨画の指導を受け、参加者は新たな刺激と感動をもらい、有意義な時間となりました。

報告書には記載がございませんが、8月9日に浦臼中学校において校務用パソコンにウイルスの感染の疑いが発覚し、調査の結果、ランサムウェア感染と判明し、業者に依頼し感染機器の特定と復旧及び脆弱部分の改善を図り、16日には現状復帰しております。

なお、ランサムウェアは感染したパソコンをロックし使用不能にした後、 もとに戻すことを引き替えに身代金を要求する不正プログラムであります が、今回はこの被害に及んでおりません。このウイルスについては、情報漏 れのおそれのないものとされております。本町においても、ウイルス感染が 現実化し、身近に危機が潜んでいることの再認識と危機意識の高揚を図るた め、さらなるパソコンの使用ガイドラインの徹底、遵守、インターネット利 用の注意喚起を行っております。

8月10日には、学校の定期環境検査におきまして、小学校の教室、廊下の一部におきまして、キシレン、トルエンの基準値が超えた結果が報告されたことから、直ちに原因と検査をし、児童には健康保全を第一に代替教室での授業をしております。再検査の結果、8月22日に基準以内であることを確認し、翌日から通常の授業に戻っております。原因として、3階の油庫の換気不十分による灯油の揮発成分流出によるものと判断いたしました。

起きてはならないことが夏休み中に2件起きてしまい、学校施設管理者として、多くの児童、保護者に不安と心配をかけましたことはまことに遺憾であり、申しわけなくおわびを申し上げます。今後このようなことの起きないよう、気を引き締め危機管理の点検、見直しを図り、各学校には日々の確認、注意換気の指導に努めてまいります。

以上をもって、教育行政報告とさせていただきます。

○議 長

これで、行政報告は終わりました。

◎日程第5 一般質問

○議 長

日程第5、これより一般質問を行います。

順次発言を許します。

発言順位1番、静川広巳議員。

6番、静川議員。

○6番(静川広巳君)

それでは、議長のお許しをいただきましたので、平成28年度3定におけます一般質問をさせていただきます。

1点町長に質問をさせていただきたいと思います。プレミアム商品券は商店の活性化につながるかということで、お伺いをいたしたいと思います。

町の活性化事業の一つに、必ずといって商店街の活性化事業が取り組まれております。特に、このところ商店の販売促進事業の手法として、プレミアム商品券があります。店において顧客の来店頻度を見込み、買い上げ点数の増加を図ろうとするものであります。

しかしながら、商品の品ぞろえ、商店街の環境が変わらない状況で、1,000円で1,200円分の買い物ができるというインセンティブで、買い上げ促進が間違いなくできるとは考えられないような気がしてきております。つまり、環境がそろわない状況でお客が買うものといえば、日ごろ買っているもの、消耗品の補充、買いかえ品に限られているのではないかと思われます。

プレミアム商品券の発行が、活性化だと錯覚しているのではないかというような感じまでもしてきているのが今日であります。

この商品券は、商店の利益を生むものではなく、お客様のお得感だけを引き出しているのではないかと思い、そのお得感が、町外での買い物にもつながっているのではと考えてしまうほどになっております。

さらに、この事業は一時的なものに終わってしまい、行政の支援、つまり補助金の切れ目が、さらに悪い円の切れ目、商店営業の切れ目につながっていくのではないかと危惧するところであります。

また、商店としても、プレミアム商品券を扱う場合、換金が、今、月に2回ぐらいというふうに伺っていますが、2週間に1回ぐらいなんですかね。 それがスムーズに行わないと、営業上やりづらいのではないかというような気もしております。

以上のことから、商店の活性化は、店舗の環境を整える方が持続できる商店街になるのではないかと考えますが、まちづくりの上での町長の考え方をお伺いしたいと思います。

以上でございます。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

静川議員のご質問にお答えをいたします。

近年、郊外型の大型店舗の進出によって、地元商店では購買力が低下し、 商店街が衰退してきている状況はどの町も同じで、危惧をするものでありま す。

プレミアム商品券の発行は、消費効果が大きいとして、国の交付金メニュー例においても推奨する取り組みに位置づけられており、地域住民が地域にお金を使うという消費喚起に向けたきっかけとして、大きな効果がある事業だと思っております。

平成21年度から平成27年度の実績では、売上総額約2億5,000万円で、その内、町の補助金は約4,700万円になります。約2億円を住民が使用したことになり、地域商店に大きく貢献している事業で、商店街の活性化につながっていると考えております。

ご質問のまちづくりの視点から言えば、産業を盛り立て、そして、それが地域住民サービス向上につながるというふうに思っておりますので、ことし6月定例議会で可決をいただいた浦臼町中小企業振興事業とともに、プレミアム事業の相乗効果を期待するところであります。

今後についても、できるだけこの事業は継続をしていきたいと、そんなふ うに思っております。

また、プレミアム付商品券発行事業は、商工会に全面的にお願いをしている事業であり、換金などの議員指摘の部分につきましては、商工会にて解決されることと考えております。

以上でございます。

〇議 長

静川議員、再質問ありますか。 静川議員。

〇6番(静川広巳君)

きょうは8人も議員が一般質問をしますので、余り長々としないで簡略に 進めたいと思いますが、要はプレミアム商品券、私は発行してはいけないと いう話じゃないんです。それはやっぱりプレミアム商品券という部分では、 住民にとっては大変いい一つのものだというふうに考えていますから、ここ をどうやっていかに結びつけるかということを、やっぱり考えなくちゃいけ ないというふうに思っています。

今、町長から出たように、2億円が住民が使用したことになるといいますが、当然券を買うから、その分そこでもうはっきりするし、要はいかに相乗効果というのと、経済効果がどこにあるかということを見つけていかないと、私はならないと思っています。

もうずばりプレミアム商品券と、それから商店街、まちづくり活性化は、 私は分けて考えるべきだと思っています。それで、まずプレミアム商品券を 出すのであれば、お得感の商品券じゃなくて、はっきりとしたまちづくりで あって、活性化がこの商品券であるんだよという部分の商品券にするべきだ と思います。

だから、まず一つは、この商品券は、今の商品券は北の龍馬プレミアム商品券でしたかね。あれは、はっきり言ってもう名前を変えて、もう浦臼まちづくり活性化商品券などというぐらいに名前を変えて、この商品券は活性化だけに使うんだというような部分で、しっかりと意識をつけるという部分も私は必要だと思います。こういうことによって、商品券を使うときに、これはまちづくりの活性化につながるんだよというのを位置づけるためには、私はそういう方向も一つやったらいいと思います。

それと商店という部分では、もう一つは、今、北海道で一つの町村だけやっています。これは仁木町がやっています。あそこは今回の地域創生の中でプレミアム商品券を発行していないです。なぜかと言ったら、それでなくて、商店の割引をやっています。例えば期間を決めたり、日用品とか生活にかかわる分だけの商品に対して、2割引をします。その2割引した部分を補てんします。こういうやり方をしています。

私は、逆に言えば、うちの町に、そんなに商店街もなくてこういう町であれば、逆に商店の活性化になるので、そっちの方が私はいいと思います。期間を決めて、例えば、正直に言うと、一遍に言ってしまいますけれども、プレミアム商品券の発券も、偶数月にやるのがいいと思います。要は、年金の支給時期が偶数月の15日と決まっています。2月、4月、6月、8月と全部15日に年金が支給されると決まっていますから、このときにそういった部分を発行したり、または、その月に商店が1カ月間なり割引を、その期間、日用品にかけていますよとか、そういった部分で、お互いの相乗効果をつけていくような格好を、私はやった方がもっと買い物をすると。

それから、町外の人も買い物に来て、私、町外からもお金が入ってきても構わないので、その人から買ったことによって、それに負担しても私は全然構わないと思っていますので、そこの部分で、そういった商店街の部分でも、直接そこで買い物の中でした方がいいというのは、もう一つは、プレミアム商品券が買えない人もいます。結局、そういう人方にもお得感を与えなくちゃいけないので、商店は期間を決めて割引をさせると。そういった部分で、私は考えていただきたいなと思います。

それと、もう一つ、最後、言いましたように、商工会にて解決することと言っていますが、やはり町が支援事業としてやっているわけですから、いかに商工会と支援事業がちゃんとマッチすることをやらなくちゃいけないと思いますので、やっぱりここは、商店が換金をする場合、2週間とか、その間ずっとあの商品券を持っている、それで換金が2週間後、これは月に2回ですけれども、そういった部分では、やっぱり商店も結構大変だと思います。現金じゃないので。一つの紙だけしか持っていませんので、そこの部分は、ほかの町村もやっていますけれども、もっと短くする。1週間に2回とか、さもなければ、できれば毎日換金ができると。例えばここは指定金融機関が北門ありますから、そこで毎日商店は券があったらそこで換金がすぐできると。そういった体制は、ある程度商工会と町がやっぱり補助金を出すわけですから、活性化の一つの対策としては、そういったこともお互いに話し合うべきかなと思っていますが、その辺、町長、いかがですか。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

静川議員の質問の中には、商店、商工会が中心になってまず考えるべきことと、それから、町がプレミアム商品券をつけて、お得感でやるという、若干二つ分かれているのかなというふうに思います。

各商店が割引をする。それから町外の方に来ていただくという、そういう 努力については、当然行政が口を出すものでもありませんし、商工会の中で、 それは議論をしながら実施をされることだろうというふうに思います。

町のこの事業については、やはり一回お店に行ってもらうというきっかけをつくらなければ、お店としても、売って幾らという利益が出るわけでありまして、その誘い水という言葉になりますけれども、そういった部分も含めて、この事業は効果があるというふうに思っておりますので、最後言われました換金のシステム云々も、本来そういう問題がある、そこが苦しいんだということであれば、各お店から商工会が会議の中で聞き取りをして、改善をされるべきことかなというふうに思っております。

いずれにしても、議員のご意見もありますので、商工会とも今後密に連携をとりながら、中身のあるものにしていきたいというふうに思います。 以上です。

〇議 長

再々質問ありますか。 静川議員。

○6番(静川広巳君)

ここで町長が相乗効果と言っています。なので、結局そこなんです。相乗効果っていうのは、それは町が考えることと商工会が考えることは違うんじゃないかじゃなくて、相乗効果というものがあるんだから、そこでお互いに、じゃ、どうしようと。そこがまちづくりであって、活性化につながるんだよということを考えていく必要があると思いますので、そこを私は逆に認識してほしいと思いますので、そこをもっとしっかりと考えていただいて進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議 長

答弁はよろしいですか。

〇6番(静川広巳君)

はい。

〇議 長

続いて、発言順位2番、東藤晃義議員。 4番、東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

それでは、議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。 若者の移住・定住促進対策についてを質問させていただきます。

先ごろの新聞報道で、浦臼町、北竜町が、もう2,000人を切るぐらいの人口減少について記事が載っていました。浦臼町は、他の町のように民間のアパート、マンションはないが、一方で一戸建ての空き家についてはありますけれども、これもリフォームをしなくちゃいけないと。でも、町ではリフォーム補助金を出していただいております。

また、公営住宅については、随時入居者の募集をかけているところですが、 公営住宅法という法律があるらしく、規則によって、家賃が収入によって変 わり、農家の後継者が応募した場合、家賃が高額になるため、町の公営住宅 の入居をあきらめて、町外に住まいを求めざるを得ない状況になっている話 も聞いております。また、奥さんの仕事などの都合で、他の市町村に住民票 を置き、夫は浦臼町に住民票があり農業に従事している方が、5組ぐらいい るとのことです。

結婚当初は親と同居する人も少なく、いずれ浦臼町に定住する人たちに配慮して、人口減少対策に取り組んでいくことが必要なのではないかなと思います。町長の考えをお伺いしたいです。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

東藤議員のご質問にお答えをいたします。

きょうは、後ろにたくさん農協青年の方が来ております。この答えの該当 になる方もいるのかなというふうに思いますけれども、お答えをいたしたい と思います。

結婚された農業後継者が、さまざまな理由で町外に住まわれていること、 また、本町には民間のアパートがなく、一戸建ての空き家、優良物件が少な いのが原因の一つということは承知をしております。

ほかの町同様、本町にとっても人口減少問題は喫緊の課題であり、新たな対策として、浦臼町定住促進住宅取得応援条例を制定し、7月から運用を開始、現在まで中古住宅2件の申請を受けているところであります。

また、住宅リフォーム補助金の上限を20万円から30万円に拡充、空き 家、空き地バンクの運用も始めたところであります。

さらに、民間アパート建設誘致につきましては、現在、銀行のご協力をいただきながら、さまざまな調査を行っているところであります。本町においても、今後これらの制度などを活用し、住環境の整備を図りながら、人口減少対策に取り組んでいきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〇議 長

東藤議員、再質問ありますか。 東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

それでは、再質問させていただきます。

きょうは傍聴席に、「東藤さん、傍聴に行くからね」と言われて、後ろを 見たら若い人たちが座っていて、反面緊張して余りしゃべりづらくなった面 はありますけれども。

今、町長に答えをいただきましたけれども、なぜこんな質問をしたかといいますと、以前に公営住宅に住みたいと役場に行ったら、8万円の家賃がかかりますと。とてもじゃないけど、8万円っていったら家賃にしたら、もう札幌でも高いぐらいの家賃なんですけれども、仕方なくほかの町に住むことになったんですけれども、後に役場の方から前の家賃は計算違いで5万円ですと。もう言われたときは、既に向こうに住民票を置いた後で、仕方ないからとりあえずそっちに住んでおられるそうです。

その方は浦臼で農家をやりながら、奥さんは違う町から浦臼で働いておられます。公営住宅法っていうのがあるので、なかなか難しいんですけれども、町もいろいろと人口減少に取り組んでいるようですけれども、もう少し緩和できないかなと。法律だから、そう簡単には変えられないとは思いますけれども、町営住宅があればいいんですけれども、ここには町営住宅というのが、教員住宅はあっても町営住宅というのがないです。公営住宅です。

それと、緩和できないのかなというのが一つと、少し質問からずれますけれども、当然結婚したら子どもができます。町はお祝い金、出生金というん

だろうか、お祝い金を出していただけるのですけれども、住所、住民票のある人、だんなが浦臼町にあったら浦臼町、奥さんが違う町にあったらそっちの住民、お祝い金というのは成立するのだろうか。ちょっとその辺。

これは質問からちょっとずれて、一緒の若者の結婚した今後ということで、 それをお聞きしたいと思います。

以上です。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

公営住宅法については、なかなかハードルが高いというのが事実です。 鶴沼の公営住宅も、今現在約50%ぐらい空いているんですけれども、私 も同じ気持ちで担当に何とかならんのかと、特例ということで何かできない のかというふうに聞いているんですけれども、やはりそこは法律があって、 そういうものがないというのが実態であります。

先ほど、第1回の答弁で民間のアパート誘致についてお話をしました。公営住宅を建てる意義もあるんですけれども、それよりも少ないお金でそういう民間のアパートを誘致して、そして、スムーズに入居できるような、そして、ある程度の、浦臼町で言うと四、五万ぐらいの家賃ですね、そういう設定で新しいアパートに入る。そういうことになれば、若い人が少しずつ戻ってこれるのかなという思いで、今現在銀行と協議をしているところでありますので、それが少し形になれば、また相談をさせていただきたいというふうに思います。

それから、出産祝い金については、そこまでちょっと私も考えたことはありませんけれども、基本的にうちの町に住所がある方に新しい命が生まれてきたら、そのお祝いをするという趣旨でありますので、例えば何年か後に浦臼町に奥さんと一緒に住まわれたら、そのときに差し上げても、それはまた町としてのこの制度の中では、そんなに誤った使い方ではないのかなというふうに思いますけれども、そこはちょっと検討させていただきます。

以上です。

〇議 長

再々質問よろしいですか。 東藤議員。

○4番(東藤晃義君)

それでは、再々質問になるかなとは思わないんですけれども、今、町長に答えていただきました。ぜひとも、きょう後ろにおられる方も、結婚されている方もおられますけれども、ぜひともいい方向に、もう町から出さないでよきパートナーも浦臼町に住めるような町をつくっていただきたいと思います。

以上です。

〇議 長

答弁はよろしいですね。

○4番(東藤晃義君)

はい。

○議 長

続きまして、発言順位3番、中川清美議員。 2番、中川議員。

○2番(中川清美君)

第3回定例会において、許可をいただき、町長に2点質問をさせていただきます。

第1点目としまして、農業後継者に対する法人の設立運営に関する講習会の開催ですが、現在浦臼町における2,170~クタールほどの農地を、おおむね183名の農業者により耕作されているのが現状であります。このうち、おおむね20歳から50歳までの農業者は67名おりまして、3分の1ぐらいを占めており、今後においては、残り3分の2の農地の耕作が、これらの方に委ねられるというふうに想像をされるところであります。

今現在においても、若手農業者に土地が集積されてきており、今後さらに 倍増以上が予想されることと思います。今現在の経営状況では到底無理な面 積であることは、だれもが承知のことであります。今後この面積の作付を考 えるには、営農集団を組むか法人化をし、そういう対処が必要になってくる ものと思われます。

しかしながら、法人化といっても、一朝一夕にできるものではなく、事前の知識、情報を十分理解した上での設立が要求されることであり、各個人でのそういうような情報取得には限界があり、また、懇切丁寧なる講習が必要となってくると思います。

今後の浦臼町の農業をかんがみたときに、町としての行動が最善の結果を 生むものと信ずるが、町長の考えを伺いたい。

次に、第2点目としまして、浦臼町の水防倉庫の建設の必要性であります。 先月8月において、1週間の間に台風7号、9号、11号と三つの台風が 北海道に押し寄せ、特に20日の台風11号の被害が、最も浦臼町には大き な被害をもたらし、翌21日には石狩川の水位も18メートル50を記録し、 あわや浦臼町に避難勧告までの19メートル70に迫る勢いで、増水を見た わけであります。

これによりまして、町内に流れる河川へ逆流現象が起き、町内各樋門をすべて閉めて対処せざるを得ない状況でありました。その結果、内水のはけ口が閉ざされ、次第に内水位が上昇し、水田の冠水、さらには床下浸水の被害が発生し、町の災害本部の要請により、消防団による積み土のう工による作業や内水異常上昇地区における配水ポンプの設置などの対応をされ、緊急時の対応に追われ、職員一同大変緊張の中にも迅速な対応に感謝を申し上げます。

その中で大変必要なことと思われたのが、防災機器の格納状況であります。

まず1点目として、20日に札的において発生した激流による増水、また21日に発生した内水による床下浸水において、土のう工作業で消防団が出動し活動されましたが、まず最初の作業として、土のうの土詰め作業から開始されたことであります。緊急な増水対策としては、初期作業が最も最重視されるところ、土のうの準備等に貴重な時間が費やされたことであります。

2点目としまして、非常用の発電機、水中排水ポンプなどの機器が、通常の普通の乗用車の車庫に格納されているため、搬出するのに大きな時間のロスがあり、また搬出においても大変な危険が生じているところであります。業者の方々は、いち早い作業をするにも、重い作業機などを車庫から引きずり出すなど、そして運搬、時間的に安全上大変な作業となっております。河川の洪水対策として何より大切なことは、早期の対応、そして実行が求められることであります。

以上のことを踏まえまして、浦臼町に水防機器の一切を格納、そして、瞬時に積み込み搬送できる土のうの常備在庫等に必要である水防倉庫の建設が、今回の災害を教訓とした結果と見るが、町の考えを伺いたいと思います。

〇議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

中川議員のご質問にお答えをいたします。

現在の農業経営は、農家戸数の減少、経営者の高齢化、労働力不足が進み、 農業経営を取り巻く情勢も大きく変化しており、このような状況の中、雇用 労働力の活用や経営の高度化を目的として、全国的に農業法人化の動きが進 んできていることは、議員のご指摘のとおりであります。

国は、平成35年度の国内農業法人の経営体数5万法人を目標にしており、この数字は2010年農林業センサスの統計1万2,500法人の約4倍に当たるわけであります。北海道の法人数も、平成22年1月現在2,642法人から、平成27年1月現在3,045法人で、増加傾向にあるところであります。

ご質問の講習会開催については、農業経営者が現在の農業経営を法人化するという判断をする上で、法人化によるメリット、デメリットなどを学ぶ意義は大きいと思いますので、今後農業関係者、機関などと連携、情報交換をしながら、実施に向けて検討してまいりたいと思います。

水防倉庫のご質問でございます。

近年の自然災害の頻発化、巨大化する状況下において、豪雨災害などを最小限に抑えるため、防災資機材や備蓄品などを格納する防災倉庫の必要性は、 十分に理解をしているところであります。

現在町が保有する発電機や排水ポンプなどの機材につきましては、スクールバス車庫前の車庫に格納しており、また土のうなどの資材等も、旧ヤンマー倉庫を譲与された建物を水防倉庫として活用し、保管をしているところであります。

大型機材を格納している車庫は階高が不足しているため、搬出作業に最低 4名の労力を要し、町内企業が苦労されており、また現在の水防倉庫もかな り老朽化が進んできております。

今後の異常気象により起こり得る災害に対応するため、何がどれだけ必要なのかをしっかりと検討し、それらを集中的に管理し、迅速かつ安全に運用するための防災倉庫の建設について、規模や財源及び建設場所など検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○議 長

中川議員、1件目について再質問ありますか。 中川議員。

○2番(中川清美君)

ただいま農業の法人化についての答弁があったわけなんですが、今回青年部の方も見えられており、今後やはり浦臼町の農業の体制もそうなっていくのかなというふうに思っているところでありまして、私も本年の2月に法人化したわけなんですが、自分自身は非常にもう5年以上も前からいろいろ講習会とか行ってきたわけなんですが、その講習会というものは、北海道農業者会議の方から講師が来て説明するわけであって、非常に高度な内容で、なかなか我々素人が行っても理解しづらいです。そういうような講習ばかりなんですね。やっぱり聞けば聞くほど不安になってくるのが講習会でありまして、そのような講習を何度聞いても意味ないのかなということで、自分自身でいろいろ税理士や行政書士の方に相談をしながら、設立をしていったというような経緯があるわけなんですが。

この講習会の開催ということなんですが、私も役場の方にいろいろ相談もさせていただいたところ、農業委員会で答弁をいただくところと、産業の方で、農政の方で答弁いただくというようなこともあったんです。農地中間管理機構に関することだったんですけれども、話を聞きにいっても二間口になってしまうと。そういうようなことであり、なかなかスムーズな説明なりができるかどうかちょっと、やはり聞く方も本当に不安な中で聞いているわけなので、ぜひともそこは、今後法人化に向けた一本化をできるような間口を町の方でつくっていただけないかというのがお願いをするところであります。

また、簡単な講習ではなかなか済まないと思います。恐らく冬期間にやるか、年二、三回、本当の入り口から入っていくような、そして、しっかりとした意見交換のできやすいような形での講習会が、望まれると思うんです。 立派な講師を呼んでそこで話をするというようなことでは、ちょっとハードルが高いのかなと思われるので、本当にざっくばらんに、円卓会議のような、わからないことがあったらその場ですぐ質問できるような、そういうような講習会を望んでいるわけでありまして、その2点ですね、今のところ。

間ロ一本化にできるのか、それとその講習会の時期をいつごろからやれる

のか、2点質問をさせていただきます。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

窓口の一本化については、来た方が戸惑わないような形で考えますので、 一つになるか、今のままの中で職員が十分対応するのかというところで、役 場の中でもちょっと協議をさせていただきたいというふうに思います。

また、こういう講習会というのは、多分冬の間、たくさんの方が参加できる時期だというふうに思いますので、どういう講師等々も検討させていただきたいというふうに思いますが、私から1点ちょっと聞きたいんですけれども、こういう農業法人化への取り組みは、例えばピンネ農協あたりでは、その動きというか、農家の方に講習会をやるからということはないのでしょうか。

〇議 長

質問でありますので、町長の疑問について、中川議員、知っている中で答 弁願います。

○2番(中川清美君)

通常でしたら、新十津川町では振興公社が主体となって開催されました。 それは浦臼町の方も参加していいということで、私も聞きに行った経緯もあります。

農協としては動かないで、振興公社で開催していました。

〇議 長

町長、よろしいですか。

そうしたら、中川議員、再々質問ありますか。今の1件目について。

○2番(中川清美君)

いや、いいです。やっていただけるなら。

〇議 長

そうしたら、2件目について再質問ありますか。

中川議員。

○2番(中川清美君)

さきの1点目については、しっかりと対処していただきたいと思っております。

水防倉庫の件に関してなんですが、今回、規模、財源及び建設場所を検討していくということで、非常に前向きな答弁であったと私も感じていますし、本当にこういう水防、防災関係については、何よりも早急な対処が、一番功を奏するものと考えております。

ぜひとも近年中に建設を願いたいというふうに思っておりますし、今回の20日の豪雨のときに、農林建設委員会のメンバーで一通り町内を見させていただきまして、そのときにもちょっと感じたこともあったんですが、町における臨時の排水ポンプなんですが、おおむね3基ぐらいだったかなと。あ

とは宮坂建設だとか、リースから手当てをしているような状況でありまして、 これもやはりしっかりとした防災倉庫がないから、台数の確保もできていな いのが現状でないかなというふうに思われます。

どうしても宮坂建設にお願いしても、やはりポンプの設置にはかなり時間がかかり、そして、また非常な労力も要するわけでありまして、しっかりとポンプの台数もおおむね1カ所3台ぐらいは最低必要でないかなというふうに、視察して感じたわけであります。

また、視察のときに、ポンプアップしているわけなんですが、ポンプから 堤防を越えて排水するわけですが、曲がりの部分にはエルボーが一つも使わ れていないと。要するにホースが半分折れて水が揚がっているわけで、せっ かく8インチのポンプを入れても、4インチの機能しか果たしていないのか なと、そういうのが現状でありました。やはりそこはしっかりとした曲がり のエルボー等を使うことによって、機能を十分に発揮できる。そういうこと もあるんで、そういう設備の見直しも、今後必要になってくるのではないか というふうに考えているところであります。

また、ことしの4月に、水防計画が浦臼町防災会議によって策定されております。

また、平成21年4月にも水防計画書が作成されているわけでありまして、そのときにこういう冊子が町から配られたわけなんですが、これは平成21年4月なんですけれども、この中にも水防の備品一覧が載っているわけなので、この備品をすべてそこの防災倉庫に備えると、やはり瞬時にして物がそろって出動できるというようなことも、十分達成できるというふうに考えておりますので、こういった点から見ても、やはりしっかりとした設備を1カ所にまとめるということが、大事なことではないかなというふうに思っております。

その水防倉庫についてなんですが、私は早急に必要と思われるが、町の考えとしてはいつごろをめどに考えられるのか。財源の問題もありましょうし、いつごろを考えられるか。

また、ポンプなんですが、全然町においては台数も足りず、今回の激甚災 害、北海道は多分指定されると思いますが、それに関連して、ポンプの増設 等は考えられないのか。

2点お聞きしたいと思います。

○議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

このような自然災害が、本当に頻発するようなことになってきていますので、できるだけ早く対応したいというふうに思っております。

ただ、町のいろいろな公共事業も大きなものがありますので、そういった 兼ね合いも職員の中でお話しをしながら、何とか早く皆さんに提案できれば いいかなというふうに思っております。 それから、備品類の充実、これもできる範囲はありますけれども、少し見直しをしていきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

〇議 長

再々質問ありますか。

○2番(中川清美君)

ありません。

○議 長

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、11時5分といたします。

休憩 午前10時53分 再開 午前11時05分

○議 長

若干時間前でありますけれども、全員そろっておりますので会議を再開いたします。

一般質問発言順位4番、牧島良和議員。

7番、牧島議員。

○7番(牧島良和君)

定例会に当たり、1点町長に質問をいたします。

まず、今回傍聴される方が多くいらっしゃって、私ども長くこうした時間がありますけれども、必ずやこうした時間が、大変忙しい中、傍聴いただけるということは、今後の時間に必ずや糧になるものだと私強く信じています。そういう意味では、一つ一つの私どもこうして立つこと自体も、非常に意義あることだと思いますし、理事者の答弁も、そうした中で結実されていくものというふうに思っております。

多く新聞報道にありますように、利用者の少ない線区の廃止も含めた事業 見直しを、この秋からJR北海道は沿線自治体との協議をしたいと。このこ とについて、住民の地域間の交通・移動を確保するために、町長に対して、 大きく4点質問をするものであります。

見出しとしては、JR北海道の鉄道事業の見直しについてでありますが、 一つ目は、公共財、それから準公共財としての言葉の認識、語句の認識であ ります。

純粋公共財である警察や消防が、赤字だからといってなくしてよいと考える人はいません。採算性や効率性などになじまなくとも、維持していくのが公共財の原則だというふうに、理解をしているところであります。

今回問題になっているJR北海道の事業見直し、鉄道事業を含む公共交通は、準公共財であると言われ、共同消費性、みんなで消費するという性格を有しているものだと理解をするところであります。

公共財は、みんなで維持していくことが基本となります。赤字であっても、たとえ自分がJRを利用していなくても、ほかのだれかのために存続や要望ができる、こうした視点に立つことが大事だというふうに思います。このことを差して公共財と言われていますが、町長の理解についてお尋ねするものであります。

二つ目に、国鉄分割民営化が1987年に行われておりますが、この点についてどう認識するかという問題であります。そもそもJR7社のうち本州以外の旅客3社、JR北海道、JR四国、JR九州、この3社を指しますが、採算性の厳しい路線が多く、経営努力だけでは限界があることが当初から言われており、想定されていました。国鉄分割民営化は、私は誤りであったと理解するものでありますが、そういう視点からの質問として、町長はどう理解されますか。

三つ目、交通・移動の権利は、憲法が保障した居住や移転の自由、生存権、幸福追求権などにより保障されなければなりません。私たちが安心して豊かな生活と人生を成就するためには、交通・移動の権利を保障し、行使するようにしなければならないと考えます。町長としていかがお考えでしょうか。

最後に4点目、地域公共交通の利用者の減少により、路線を維持できない交通事業者の厳しい経営状況を見れば、民間事業者に委ねるだけでは衰退をとめることはできません。路線の維持と経営の安定のために、国、自治体、JR北海道などが、責任を負うことを明確にして、支援や関与のあり方についてもしっかり協議を、今後の時間の中でしなければならないと思います。しかも早急に。そう考えますが、町長いかがでしょうか。

今、JR北海道の見直し、鉄道事業の見直しがニュースとなる中で、沿線 自治体が、以上4点を踏まえつつ、今後のJR北海道との協議を進められた いと考えますが、4点についてお尋ねをするものであります。

〇議 長

町長、答弁願います。

〇町長(斉藤純雄君)

牧島議員のご質問にお答えをいたします。

1点目の公共財の認識については、基本的な考えは議員指摘のとおりと考えております。公共交通については、時代や社会の進展、変化によって、普遍でも永久でもないと認識しており、その時代に沿った議論は必要と考えております。

2点目の分割民営化につきましては、それ自体が誤りではないと考えております。分割民営化の方法が誤りではなく、JR北海道本体の運営・管理能力の欠如が、今日を招いたのではないかというふうに思っております。

3点目につきましては、私たちは好きな交通を利用して、どこへも自由に 移動ができる状況にあります。権利は十分守られていると、そういうふうに 認識をしているところであります。

4点目につきましては、国・道・JR北海道、そして沿線自治体がしっか

り協議をすること、全くそのとおりだという思いであります。

町としては、協議会に参画する前に、町にとって本当に残すことが必要なのか、なくなった場合、相当地域住民が困ることになるのか、税金を投入してまで長く残すべきかどうか等々、これらの点について、はっきりとしておくことが必要かというふうに思っております。

以上でございます。

○議 長

牧島議員、再質問ありますか。 牧島議員。

○7番(牧島良和君)

4点について質問をさせていただきました。ご答弁をいただきました。

1点目について、公共財というのは、私もこれ勉強するに当たって、町長は9月の1日にJR北海道の島田社長が本町にお越しになるということをお話いただいて、議員の中でも、そういう経過をたどるんですねという中でのやりとりもあり、このことを表題にする中で、自分なりにも勉強する意味で、一定の文献と、それから新聞報道を見ながら、今考えられることを、最終的には最後の4点を認識しつつやっていくことが大事ですよというふうに訴えたくて、今回の準備をしたわけであります。

公共財というこの言葉自体も、こういう経過の中で学習したわけなんですけれども、公共財、そのこと、文言については、町長もお認めになりました。それで、準公共財という、またこの仕分けの仕方も、同じく次にこういうふうに考えますよということを述べているわけですが、そして、相乗として公共財、それから今の発言、ご答弁からいただけば、準公共財としての認識もあるというふうに今は理解をいたしました。

それで、2点目の問題なんですけれども、分割民営化が行われました。今ほどお話ししたように、1987年に行われたわけです。当時七つに分けていくという経過の中で、当時から、北海道、これだけの広い地域を鉄道網が旅客事業をやると。しかも、貨物は別ですからね。やっぱり一つ、当時の国鉄が1社でいるときには、わかりやすい話が、農協運営の今の形と同じように、不採算部門を採算部門でどう補っていくかと、そこに一つの事業体としての成り立ちがあったわけですけれども、当時から、こんなに分けて採算が合うのかという問題があったわけです。それで、そういう中で、しかし、国は七つに貨物も含めて分けていったと。今ほど私が発言したように、本州以外の路線は、維持できないでしょうということでありました。

それで、そういうところから、これは道新の4月25日の記事なんですけれども、ここに「交通網を支える仕組みを」というふうに記事が載っていまして、ある自治体の首長さんが言っているんですけれども、今思えば29年前の国鉄分割民営化の方法には問題があったと。今そう発言をしているわけですね。当時、三当該社、三つの本州以外の会社には、取り崩してはならない条件で経営安定基金を与えましたよと。これは私もやりとりには書いてい

ないからあれなんですけれども、そういうふうに新聞記事では書いてあるんです。その額は6,822億円だったよと。自治体でも行いましたけれども、一定期間預金しておいて、そこの利ざやを事業運営に、あるいは町の運営に使うと、こういう仕組みを当時国は用意をして、分割民営化の条件にしたわけです。

しかし、当時は運用益というのがそれぞれ年間500億円ぐらいあって、それを赤字に埋めていくことができたと。そういう経営をしたんだけれども、2000年以降は低金利の時代に入っていって、どんどんどんどんそれが圧縮されていくと。当初から国がわかっていたから、そういうものを用意して、これで頑張ってくださいよというふうになったわけですよね。

それは時間の流れですけれども、やっぱりそういう交換条件で事の次第を整理しようという、国の横暴さというのが見て取れるわけだけれども、やっぱりそういうことが、私はこの2点目に聞いている、そういう事実を見るときに、知るときに、それから経過としてあった、今30年たって振り返ったときに、やっぱり問題だったでしょうというふうに私は言うわけですよ。それで、町長、そういうところで、今お答えいただいたように、分割民営化の方法が誤りでなくて、JR本体の運営や管理能力の欠如が招いたことだと思いますと、よしんば思っても、島田社長と顔を合わせるときに、最初私が最終的にこれ4番目に前段前置きしたように、お会いするときに、あんたの経営悪かったんでしょうと、そういう言い方では議論に僕はならないと思うんですよね。

やっぱりもっと広い背景をも、町長、懐広く理解して、やっぱり分割民営化というのは、当時皆さん方理解し、そうだと思ったけれども、時間的に見ると、今私が言ったような内容がありますよねと。そういう中で、20年、30年頑張ったねと。だけれども、これは今の状態の中で、やっぱり看過できないし、それで我が浦臼町の札沼線も、これは行く行くは廃止というところになっていくこと自体が問題ですねと。やっぱりそういう議論をしないと、当面の問題解決にも、それから形づくり、どういうふうにあるべきかということも、僕はなかなか見えてこないというふうに思うんですね。

会社自体は利益追求だから、東日本から出向されてきたとはいえ、やっぱり北海道の路線をどう維持するかという視点で、今後も立ってもらわなきやならない。儲かるところだけでいいという話では、これはやっぱりだめなんですよね。

だから、やっぱりそういう視点に立たないと、なくなる町村の自治体の首長さんから、いや、困るなあと、またうちの町のように今現実になったとき、いや、困るなあと。困ったときに考えてもだめなので、やっぱりここは沿線自治体、旧札沼線という形の中で学園都市線が今動いているわけですから、そこの沿線自治体の首長さんが、やっぱり全体、ここではこういうふうにしようと、そういう要求項目もしっかりと固めていくような形にしなきゃならない。

その基本というのは、私が今言ったように、JR民営化ということ自体が、 予想された廃線へつなぐ道筋だったんだよと。現実そういうのがどんどんど んどん進んできて、今のうちの町が置かれている状況で、高校生がいるから 残してくれという単純な話ではないということを、やっぱり理解してほしい と思うんですよね。私はそういうふうに、この新聞記事を見て思うんです。

ですから、JRのあなたの、お答えにあった運営や管理能力の欠如が招いたことと思っています。今ここでお答えいただいたから、これが記事になって出ていったら、これはやっぱり大変叱責を買うわけで、そういう前置きもしながら、十分に対応していかないとならないことではないのかなというふうに私は思います。

前提は、やっぱり分割民営化が間違いだったと、そういう視点にぜひ立っていただきたいということで、その点についての再度の考え方をお聞きしたい。

3点目については、十分移動できるでしょうっていうふうに言われているんですけれども、確かに行こうと思えば行けます。しかし、3万円の年金で、あるいは小遣いを手にして、本線の路線に乗って、例えば先日あった空そば祭りがあるからって、浦臼の人が空そばに、行くか行かないかは別にしても、いろいろな文化行事や催しに行くといったときに、2,000円、3,000円の交通費が支払い切れるかどうかという、やっぱりそこら辺ですよね。どんどんどんどん経営が不安定になれば、高くなるわけです。高くなれば、持ち出し、利用者の交通費も高くなるわけですから、やっぱりそこは我慢しようという力が働くと思うんですよね。ですから、そういう意味で、ここの生活の状態からすれば、僕は守られているというふうには思っていないんですよね。

前段申し上げたように、いや、利用する人は鉄道を利用すればいいでしょう。車を持っている私たちも、先ほど前段で言ったように、乗る人も乗らない人も、公共財という認識をするのであれば、そうした交通費が生活のウエートとして大きくなっていくというところへ、そうでないような仕組みを僕はつくらなきゃならないと思うし、そうでなければならないと思います。

バス路線のように、今はそういう延長線上で、国も道も地方自治体への支援もしていますけれども、だんだんそこの支援が薄くなってきている。いや、利用しないからだ、使わないからだと。そういうことが、やっぱり次、次、次の足かせになっていて、だんだん行きたいところへ行けなくなるという状況が、生まれてくるんでないですかというふうに私は思います。

ですから、3点目のところでも、僕はそういう意味でも、守られていないよというふうに言いたいんですね。それは、3点目については町長のお答えがいただければそれでよろしいし、前段答えたとおりであれば、そのとおりでよろしいです。

それで4点目、相乗としてやっぱりそういうJR本州以外のところが、そういう経営安定資金やそういうものを大きく手当てされながらも、今の状態

で先行きならないからどんどんどんどん路線を廃止していくと。そうしたことでは、私どもも困るわけです。

それで、夕張市は早々と記事になりました。それは路線、路線の中でのことの考え方、首長さんの考え方としても、交換条件が先に出されていて、それを飲むか飲まないかと言われていて、飲んだ上でぼんと町民に示されるようなことでは、私はほかの自治体をどうこう言う、言っちゃっているんだけれども、そういうことではないこととして、やっぱりどういうふうにするかという視点だと思います。

ですから、ここで町長も、4点目には住民が困るか困らないのかと、そうしたことも含めて協議をしていく、議論をしていくという前提でお答えいただいているので、了とするわけですけれども、でも少なくとも、やっぱり今分割民営化となっているんだけれども、本当に、国鉄のときには国の承認を得て廃線しますよということだけれども、今はJR側がここをやめたとなれば、すぐやめれる、すぐやめれるんです。そういう仕組みに法改正もなされちゃっているわけです。それが本当に準公共財として私たちが考える、町長が考える、鉄道としての意義はどうなのかと。やっぱりそういうところから、交渉の中ではしっかりとやっていただかなければならないというふうに思うんですよね。

前提として、その点は議論しますよというふうに言われているんだけれども、準公共財の認識も、それから分割民営化の認識も、やっぱりもうちょっと角度を変えて発言をしていかないと、うちが仮に交換条件だよというふうにしていくときにも、やっぱりしっかりとした飲ませよう、それから理解のさせようというふうなものが、あるというふうに思うんですね。

ちょっと2回目の質問で、くどくなりましたかもしれませんけれども、1 点目のお答え、それから2点目についての考え方、そして3点目については、 それを踏まえて首長としての仕事をするという前提に立っていただきたいと 思いますけれども、お答えをいただきたいと思います。

○議 長

町長。

○町長(斉藤純雄君)

質問がちょっとよくわからない部分もありますけれども、お答えをしたい と思います。

公共財、いわゆる公共交通という、これは当然いつの時代もあるというふうに思います。ただ、それがずっと、100年間ずっと鉄道だったものを、これからの100年後も鉄道でいいのかという議論は、やっぱりそれはどこかでするべきだなと。鉄道にかわるバスであったり、それからタクシーであったり、そういうものが、公共性の強い交通になるという時代は、もう私は来ているというふうに思いますので、いつまでも公共財、いわゆるイコール税金を投入してまで運営する公共交通、それが鉄道の一つという考えでは私はないと。その時代、時代で議論すべきことだということで、1点目の答え

をしていたところであります。

それから、2点目の分割民営、確かに30年たって、今見れば、初めから経営安定基金を三つのところにやっているじゃないかとか、そういう部分は見えますけれども、ただ、その中でも、やはり努力しているところは努力をしているというふうに思います。例えば、九州JRなんかは、新幹線で今非常に盛り上がっている。豪華列車もなかなか予約がとれないような状況になっているので、単純に分割したときに、ここはちょっと大変だなということだけで、その分割民営という方法が、手法が間違っていたとは、私は思えないということで答弁をさせていただきます。

それから、まだJR北海道の島田社長から廃止とか廃線という言葉をいただいているわけではありません。前回は経営の厳しいということを説明に来られておりますので、そういう言葉で、もう一度多分来ると思いますけれども、そういうときには、議会の皆さんともお話をさせていただきますし、町民の方にもいろいろ意見をいただきながら、最終的に決断をしていかなくちゃいけないと。

ただ、沿線自治体が負担をするという、先日、日高の方ですかね。13億円を出してくれというような、協議会でJRが沿線自治体に言っておりましたけれども、それはもう不可能に近い数字だと私は思うので、そういったことも踏まえて、沿線自治体が出そうが、国が赤字を補てんしようが、それはいわゆる税金であると。国民が納めた、両方とも税金なんだということを踏まえて、本当にその税金を使ってどこまで維持をするかという議論は、もう少し真剣にやるべきだなというふうに思います。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

1回目にお答えいただいたところと、2回目のやりとりで再度言った部分の大きく変わりはないので。

ただ、今最後の発言の中で、多分来ると思うと。私がお話を聞いていたのは、9月1日に島田社長が来るよという話を前置きして聞いていたところだけれども、今のお話だと、多分来るでしょうからということは、9月1日に来ていないのでしょうかね。

そこのところが、来るという話だったので、それを若干聞きながら、肉づけもできればというふうに思ったんですが。そこのところは今ちょっとはっきりしていないんですね。

それで、もしそこの部分で、こういうふうに、もうこれ3回目だからね。こういうふうに言っていた、こういう課題が与えられた、こういうJR側の考えがあるんだというところがもし述べられているのであれば、要約したところでお話をいただければというふうに思います。

私が新聞報道を見逃しているのかもしれませんけれども、いずれにしても、今回のJR北海道側が沿線自治体と視点を持つ、協議を持つというのは、自治体としても真摯にその時間をやっぱりとらえながら進めていかなきゃならないので、きつい部分はきついこととして言いながらも、ともにやっぱり、私は経営体だから、損するところはやらないって、そうなっちゃうんですよね。そうならないために、今までの努力もそれはあると思いますし、私たちがまだまだわからないそういう努力の部分がいっぱいあるんだと思うんですね。

だから、町との間ではそうしたところもしっかり見ながら、言うところはしっかり言っていく。これは逃せないと、そういう視点というのは、トータルとして、くどいけれども大事だなというふうに思うので、そのことを確認しながら、9月1日時点がどうだったのか。ちょっとそこのところを明確にして、答弁をいただければというふうに思います。

〇議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

9月1日、島田社長以下3名の方がいらっしゃいました。そして、そのときは、JR北海道の現状、財政状況等を一番新しい資料で説明を、島田社長の口からおっしゃっていただきました。

新聞報道では、秋口に何らかのJR北海道としての対応を出すというふうに言っておりましたけれども、今回の8月後半の災害で、JR北海道自体もかなりな被害を受けております。それから、沿線自治体もかなりの被害を受けていて、こういった話を真剣にやるときではないと社長がおっしゃっておりましたので、JR北海道としては、今その災害の復旧に全力を尽くすということでありますので、それが一段落した時点で、もう一度来るというようなお話だったというふうに思っております。

以上です。

○7番(牧島良和君)

終わります。

〇議 長

発言順位5番、柴田典男議員。

3番、柴田議員。

○3番(柴田典男君)

第3回定例会におきまして議長のお許しがありましたので、私の今回の質問につきましては、今回8月に襲った大雨による、町内における札的内川内水排除の問題、あるいは三軒屋沼内水排除とかかわりますけれども、それについて質問させていただきます。

8月17日からの台風7号、9号、11号と1週間に三つの台風が本道に上陸しました。それに伴った大雨による被害は、まれに見ることのないつめ跡を残していきました。

さらに、おくれて東北に上陸した迷走台風10号は、追い打ちをかけるようにかつてない多くの河川のはんらんを起こし、道内各地に甚大な被害を及ぼしました。

本町においても、短期間で340ミリ以上に及ぶ降雨量を記録し、石狩川の増水とともに、避難準備情報を発令するまでに至ったことは、前回昭和56年豪雨を思い起こす思いでありました。

私は今回、内水排除の問題について伺います。

以前の一般質問の中でも、札的内川出口の導水路問題と、内水排除のための固定管の設置を要請してまいりました。当時は検討するという答弁でございましたが、再び農地は冠水し、浸水被害が発生しました。今回は短期間に記録的な降雨に見舞われ、また、民家浸水の恐れもあり、思うような水中ポンプ排水機による機能充実とまではいきませんでした。宮坂建設の支援もありましたが、増水のスピードには、はるかに追いつかない状況でありました。

今回のような大雨時には、現在の台数では間に合いません。内水排水機場の施設を望むのはもちろんですが、現在本町で取り組むことのできることは、内水冠水時間を短縮するための努力であります。そのために、次のことが上げられると思います。

一つ目として、出口導水路の改修、内容としては雑木の除去、二つ目として、樋門付近の堆積土砂の除去、三つ目として、水路内堆積土の除去。

大きく二つ目として、堤防に既存の導水溝に固定管を設置すること。3番目として、水中ポンプの増設。4番目として、内水排水機場の設置要請。

町の責任として、早急な対応を求めるものであります。

以上です。

○議 長

答弁願います。

馬狩技術長。

○産業建設課技術長 (馬狩範一君)

柴田議員のご質問にお答えいたします。

1点目の札的内川、中州樋門出口導水路の改修につきましては、過去にも 要望を受け、関係機関と協議を行い、調査の結果、河川の縦断勾配などから、 効果的な解決策を見出せないまま、現状で経過しております。

さきの要望から数年経過しておりますので、再度現状を把握し、北海道開発局や札幌建設管理部など関係機関と協議したいと考えております。

2点目の固定管の設置につきましては、常設管の設置により時間短縮が図られることは十分承知しておりますが、降雨量や石狩川の水位などの情報を監視し、予測により樋門が閉じる前に排水ポンプを設置することが可能であります。

もちろん備えとして常設管の設置についても検討してきましたが、管の材質による耐用年数や設置にかかる費用が大きく変わることや、保有する機械の台数や確保できる台数が限られていることから、設置を見送っている状態

であります。

3点目のポンプ増設につきましては、さきに申し上げましたとおり台数が限られておりますので、増設するためには、追加購入する必要があります。

また、長期停電時の臨時電源として、発電機も必要となることなど、さまざまな状況を勘案しながら、必要な防災機器を検討し、購入計画を策定してまいりたいと考えます。

最後に、4点目排水機場の設置ですが、平成24年第3回定例会の一般質問でお答えしましたとおり、多額の建設費を町単独事業として実施することが困難であるため、引き続き排水ポンプによる対応を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議 長

ここで、昼食のため暫時休憩といたします。 会議の再開は、午後1時30分とします。

> 休憩 午前11時35分 再開 午後 1時30分

〇議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問、柴田議員再質問から。

柴田議員。

○3番(柴田典男君)

お昼休みの休憩を挟みましたものですから、これからまた聞いている方にもおわかりいただけるように、再度モチベーションを上げるために、質問文と答弁書の中から順番に質問を繰り返していきたいなと思います。よろしくお願いします。

今回町内でも、水田冠水につきましては、札的内川、新沼、それから三軒屋、ほかにもこちらの浦臼中央の方でも二、三カ所の冠水箇所があったりして、非常に広範囲に内水がふえた。また、それに対して対応しなければいけないことがあったわけですけれども、限られた水中ポンプの台数の中で対応しなければいけなかったということもありますから、多少の残念なところがあるんですけれども、今後に向けて、やはりこういうところを変えていただきたいということをぜひ考えていただきたいということで質問させていただきます。

私の質問の一番目に、出口導水路の改修とありました。雑木の除去、樋門付近の堆積土砂の除去、それから水路内堆積土の除去と3点を上げさせていただきました。私、資料を今回載せてあるんですけれども、1枚目をめくった資料は、日にちごとの降水量の時間ごとの数字と各樋門の閉めた時間を記してあります。ただ、一つちょっと忘れたものですから記入していただきた

いんですけれども、グリーン色で書かれているのが、中州樋門の閉めた時間でございます。水色で棒線を示してあるのが、三軒屋樋門の閉めた時間であります。8月18日については、三軒屋樋門のところが無記入となっていると思いますけれども、そこは三軒屋樋門を閉めたのが午前4時、それで開けたのが午後11時40分であります。

この二つ、2点だけを取り上げて、こうして皆様に示したのはどういうことかというと、降水量の時間帯とそれぞれの樋門が一体何時間閉まっていたのだろうかということ。そして、三軒屋と中州の違いがあるのかということで、自分も調べたくてこういう表にして上げてみました。

ほぼ、閉まっていた時間は、総数でいくとそれほど変わりはありません。 中州樋門で97時間樋門が閉まっていました。三軒屋樋門で、これを全部足 しますと99.5時間閉まっていたことになります。

大変多くの雨が降ったのが、8月20日午前11時から3時までの間に、それぞれ時間に11ミリ、12ミリ、30ミリ、31ミリですか、それから14.5ミリ、21ミリと、大変な量の水がこの時間に降ったわけであります。

それで、被害の後を見ていただけるとわかるんですけれども、これはちょっとないんですけれども、口頭で申し上げますけれども、中州樋門に関係する新沼のいわゆる冠水した水田を調査していただけばわかるんですけれども、ほぼ水稲は壊死状態、死んでいます。収穫は多分皆無だと思います。そのような水田が、農家戸数でおよそ5戸から6戸、約7へクタールから8へクタールあります。後ほど農業関係でどの程度の被害額を町が出したのかお聞きしますけれども、現状でそうなっています。多分水田は、大型機械を入れてコンバインで刈ったとしても、2番から飛ぶのがほとんどですので、その水田については皆無の状態になると思います。

よく水は冠水するところなんですけれども、近年の冠水でいきますと、2012年9月12日に冠水しました。2011年も9月の初めに冠水しました。2010年は7月の終わりに冠水をいたしました。それぞれ稲の生育時期が違うものですから、与える影響は違うんですけれども、7月の後半に冠水した場合は、開花期なものですから、水のついた籾はほとんどだめになります。水が上がってから開花したような穂が、多少実が入るかなというところがありますし、奇形が出ます。それから、2011年が9月の初めで2012年は9月の中ごろなんですけれども、このころに入りますと、稲は糊熟期に入りますので、ほぼ固まってくるんですね。ですから、ある程度完成された籾になっていますので、多少時間がついても大丈夫なときはあります。

今回、8月の17日から、およそ一番ついた水田で120時間ついています。ということは、このころは黄熟期というんですかね、いわゆる籾をつぶしても白い汁が出てくるような状況、これから太らせましょう、実入りをしましょうという時期に入るものですから、この時期に籾が水につかると生長をとめます。やめちゃうんですね。ですから、収量に対する影響は、非常に

大きいものがあると思います。

自分の経験でも、例えばほぼ1日つくとそれほど影響はないと思います。 2日つきますと、ほぼ2割ぐらい。3日で4割から5割、4日ついて約8割から100%の減収ということになると、自分なりの計算はしています。ですから、冠水された水田をぱっと見て、ああ、実が入っていてよかったねということにはなりません。いわゆる生長がとまった籾が、すべてコンバインの2番として飛んでいく状況にありますので、明らかな減収になるということをぜひ承知していただきたいと思うのであります。

先ほど三軒屋と中州の樋門の違いを申し上げましたけれども、今回、いわゆる壊死している水稲状態は、中州樋門側の水田だけであります。三軒屋も同じように樋門を開け閉めしているんですけれども、そのような水田は、私が見たところではないのかなと思っています。

じゃ、その違いは何なのかということをわかっていただきたいので、次の資料でつけた写真を見ていただきたいんですね。これがいわゆる札的内川の樋門に近いところの導水路です。三軒屋の樋門は、数年前に改修いたしました。そのときに、導水路を真っすぐにして、樋門の底辺の高さを今までのより90センチ下げた樋門の高さにしました。ここの中州の樋門を何年か前に改修をやったわけですけれども、このときは下げずに、その以前と同じ高さで樋門の底辺の高さをつくりまいた。ですから、抜けないんです、水が。

1点目の回答にあったんですけれども「河川の縦断勾配などから、効果的な解決策を見出せないまま現状で経過しております」とありました。 以前ここは土現で測量したときに、ここが入り口になるんですよ。横にしてですね。こちらが樋門なんですけれどもね、この白いのが。ここに導水路がずっとあるんですけれども、ここの高さをゼロとしたときに、この樋門の底辺の高さもゼロなんですよ。ということは、平らなんですね、ここはずっと。

考えていただけたらわかると思うんですけれども、平らなところに水を流しても、確かに水は行きませんよね。ですけれども、ここはいわゆるこちらのふえる水が全部あれば流れるわけですから、平らであっても導水路として機能は果たすわけですから。

ところが、これちょっと白黒の写真なんでよくわからないんですけれども、カラーにするとよくわかるんですけれども、雑木がひどいでしょう。ほとんど導水路の川が見えないんです、上から見たときに。この間に土砂がたまって、草も生えている状況なんです。ここでは、水は流れません。

あと樋門のところに、ここなんですけれども、丸がしてあります、私が。 ここ本当は真っすぐなんですよ。そこに堆積した泥が、だんだん年数がたっ て積もったものですから、こういうふうにクランクになっちゃっているんで すね。これを私は言っているんですよ。何とかしましょうと。

だから、この間の雑木をとってください、片づけてください、それで間の 泥を取ってくださいと。平らですけれども、障害物を取ってくださいと。そ して、この最後の導水路を真っすぐに水が抜けるようにしていただけません かというのが、私の質問の1番目です。

答弁が「効果的な解決策を見出せないまま」ときています。それは確かにここはゼロでのゼロですから、傾斜はないですけれども、障害物を取っていただくだけで、水の抜けが違う。どれくらい違うかといいますと、この一つ前にめくっていただきたいんですけれども、1回目。今回3回樋門がとまっています。1回目が、18日の深夜に樋門が開きました。いわゆる石狩川が水位が下がったので、樋門を開けました。

次に、台風11号が20日に来たものですから、午後4時から午後5時までの間に、中州樋門、三軒屋樋門と立て続けに閉まっています。このときの沼の水位なんですよ、問題は。このときに、新沼の水位はほとんど抜けていないんですね。ここに2日間の間があるんですけれども、水が抜けていないんですよ。やっと水田が出たかなという状況の中で、次の雨が来ちゃったんですよね。

ですけれども、三軒屋は、先ほど言ったとおり、樋門の高さが下がっている、導水路が真っすぐという条件があるものですから、ほぼ抜けれたんですよね、この間に水が。ですから、およそ9メートル前後の水位まで下がったと思います。

新沼の水位は、今大体夏場で普通10メーター20ぐらいだというお話をお聞きしました。最高に内水が上がったときで13メートル22センチまで水位が上がっているんですね。およそ3メートル、内水の水位が上がりました。この抜ける時間が非常におそいために、今回のように立て続けに台風が来たときに、抜けきらないまま、次の雨によってまた増水するものですから、被害が大きくなったんです。ぜひそこを、土現に言っていただきたい。

これだけ大変なんですということをわかっていただきたいんです。抜けていないんですよ。底辺になっている。三軒屋はこれぐらいの水位になったときでも、抜けるんです。新沼はこれぐらいになったときに抜けないんですよ。多いときは、それは抜けますよ、流れがありますからね。そこをぜひ解決策として考えていただきたいというのが1点目です。ご理解いただけますか。

ですから、前回も測量が入ったときに、いや、今度は雑木を取って泥を取ったときに、地権の方に泥をあけてもいいですかと伺ってくださいっていうから確かめました。そうしたら、どの地権の方々もいいよと、協力するよというお返事はいただいているんです。だから、いつ土現が来てあそこを掘ってくれるのかなと、待っているんですけれども来ないと。予算がないと言われれば、それまでですけれども。

そこで、再質問の最初の質問をさせていただきたいんですけれども、自分も調べたんですけれども、ここ全部地権者がいるんですよね。土現の土地じゃないんですよね。全部それぞれの地先の地権者の名前になっている。約8名なんですけれどもね。これが土現が改良するのにネックになりますか。

例えば、自分の地先なんだから、自分が、じゃ、おれがもう金を出してやるよと、もしそんな方々がふえてきたらどういうことになるんでしょうか。

ちょっとそれを質問の一つとしてお伺いします。

以前、土現がここを測量したときに、おれは道の土地だと思っていたものですから、ここがね。なものですから、ああ、そういうこともあるのかなと思ったんですけれども、調べたら全部道の土地じゃないんですよね。全部個人の地権になっているんです。約8名の地権者ですので、これがいわゆる土現の雑木を取ったりそういうのに影響するのかなというところを、一つ目の質問にさせていただきます。

それから、2点目に、堤防に既存の導水溝に固定管の設置をお願いしたいということで質問しました。答弁につきましては、「予測により樋門が閉じる前に排水ポンプを設置することが可能であります」と。「機器の台数や確保できる台数が限られていることから、設置を見送っている状況であります」とあります。申しわけないんですけれども、町長からここを再質問としてお聞きしたいことは、やるのかやらないのか、やる気があるのかないのか。

将来に向けて、これは前回も私は設置してくださいということで質問させていただきました。そのときは、検討しますという返事でございました。それから3年たって、今また冠水してしまいました。同じ質問を、私またしなきゃいけない。あそこには、9系列、10系列の既にもう導管を置いていいですよという溝がある。町長もごらんになったと思うんですけれども。あそこに常設管を置くことによって、ついている時間を少しでも短くしませんかというのが考えです。

今回、最初の水中ポンプを設置し、土日だったんですね。最初に総務課の 方々が皆さんでいらっしゃいまいた。あれ何時間かかりましたか。多分5時間、2時間以上かかったと思うんですよ。ポンプを持ってきて、私道からで すよ。その時間を少しでも短縮したいというのが、この常設管の考えです。

3年前か、同じように水中ポンプを設置したんですね。初めてだったんです。あのときは4時間かかったんですよ。6時にゴーがかかって、水のスイッチを押したのが10時でした。その間にも内水というのはどんどんふえるんですから、それだけ被害の面積がふえるという考えになりませんか。だから、常設管があれば、あれ一番手間がかかるのは、上に持っていくビニールの導水管をあの堤防の上まで引っ張るのが一番時間かかるんです。常設管があれば、手元のところでさっと差しですぐ終わるわけですよ。そうしたら1時間もかからない可能性もあるわけですね。ゴーサインが出てからですね。そうしたら、その間にたまっていく水だって出ているじゃないですかということです。

ですから、町長には再質問として、やるかやらないか、やる気があるのかないのかお聞きします。

3点目に、私の質問は、水中ポンプの増設であります。今回稼働したポンプは、町の所有が3台、宮坂建設が4台、あとリースで数台とお聞きしております。最初、宮坂建設が三軒屋沼へ行き、新沼には町の10インチが1台、それで、あと家屋の浸水等々が危険に及んだので、そちらを優先して動かし

た。それは承知します。それで助かったんですから、それでよしと思います。 ただ、それをやるのに、内容なんですよ。最初新沼にあった10インチのポンプ、宮坂建設が8インチの2台を持ってきたときに、町がつけていた10インチの水中ポンプを取り外して持っていきました。取り外して持っていくだけで、その時間ってあるじゃないですか。災害って、もう短縮にいかに早くどうやるかというのが防災だと思うんですね。

であるならば、ほかの新設のものを、新設というんですか、まだ使っていないものをそちらの方に持っていって設置する方が、能率的にいいと思いませんか。事情もあったと思います。でも、既存にあるものをわざわざ外す時間が何時間、またそちらへ行って取りつける時間が何時間って計算するよりも、ほかにある新設のもの、例えば宮坂建設にもう一台お願いしますって、そっちで設置する方が、いかに防災上の考えからいくと、そっちの方が効率的だと自分は考えます。

そこで、今後のことを考えていったときに、今、町の所有が10インチが3台で、今回宮坂建設から8インチを2台ということで4台動かして、私も現場で見たんですけれども、計算上10インチ1台動かしている方が、8インチを2台動かしているより数量的には多いんじゃないかと思うんですけれども。

だから、当然あれだけの降水量があったわけですから、2台や3台じゃ間に合わない雨が降ったのは事実です。ですけれども、今までの過去で自分も見た中では、例えば新沼ぐらいの量の沼の大きさで、10インチを3台、例えばまだ水がついていない状況の中で動かしたとします。そうしたら、その後降水がなければ、ほぼ維持していますね。今回は降っちゃったので、わっと来ましたが。もし、雨が降って増水の可能性がある。3台をまだ冠水する前で10インチを3台動かしました。それで、その後降雨がありませんといったときには、山水があそこに入ってきたと同じぐらいの量の排出を、10インチ3台でほぼ維持できるかなというのが、過去で見てきました。今回のあれだけの雨量になったら、3台じゃとてもかなわないのは事実なんですけれども。

ですから、将来的にここには何台稼働すると。予測により樋門が閉じる前に排水ポンプを設置することが可能なんですけれども、可能とあります。答弁でありますけれども、実際にやりますかと。だれがゴーサインを出すんですかというところに、今度問題が出てくると思うんですよ。これは町長になるんでしょうかね。

それは体制として、いわゆるこれから20ミリ、30ミリの降雨が予想される。そうしたら、できれば本当に増水する前に、ポンプを動かしていただきたいというのが切なる思いでありますので、よろしくお願いしたいと思います。

それから、4番目に排水機場を設置していただきたいということを、私も要請していただきたいということを質問して、「多額の建設費を町単独事業

として実施することは困難であるため、引き続き排水ポンプによる対応を図ってまいりたいと考えますので、ご理解いただきたいと思います」とあります。であるならば、増設を考えるべきじゃないですか。

浦臼町には内水排水機場が1基ありますけれども、あれは建設省予算で、当時建てていただきました。当時もう1基、建設省予算で建てる場所が浦臼沼だっただけに、必要ないということで中止になったんですけれども、私もいろいろお聞きしましたら、例えばこういう札的内川のところに排水機場を建てるとすると、農林省予算だと。そうしたら、それに対する受益面積が結構必要なんだというお話を聞いて、それはだめかもしれないですけれども、時のたびに、いや、必要なんだと、導水路をつくってでも、例えば三軒屋と新沼を導水路で結ぶ、向こうの川とすべてを導水路で結んだ中で、受益面積を確保して農林省に要請するという、だめもとでもいいですから、やはりそういう姿勢を見せていただきたいと思うところであります。

質問については、先ほど2点についてお伺いしましたけれども、もう一点、今回、先ほど協議会でも町のインフラ的なものについての被害額をお聞きしました。農業被害額をどう本町はとらえているのか、再質問でお聞きしたいと思います。その被害額の出し方も、ぜひ教えていただければと思います。以上で、再質問にします。

○議 長

町長答弁ということですか。お願いするということで。

○3番(柴田典男君)

町長が答弁できるところは、町長してください。技術的なところがあるのであれば、技術長で構いません。

○議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

技術的なところは、馬狩技術長の方で話をさせていただきます。

常設管のお話なんですけれども、私も災害時、すぐ現場を見て、ホースが 折れ曲がって本来の機能から全然100%行っていないようなところも、三 軒屋等々見てきました。そして、幾つかはこれから改良というか、そういう ところが必要だなというのは見てきたところであります。

それから、常設管も、こういう質問が来るかどうかそのときはわかっておりませんでしたけれども、私も現場で、何か常につけておくことはできないのというような話はさせていただきました。

ただ、かなりの金額を要すると。僕は単純に塩ビ管でいいんじゃないのかとか、そういうコンクリートのふたを、開け閉めできるやつをつければ、冬も何とかなるんじゃないかなみたいな、ちょっと単純的な、素人的な考えで現場で技術の方に言ったんですけれども、やはりちゃんとしたものをつくるというのが公務員の仕事でありますので、なかなかそこはもう一度検討を、今ちょっと検討の前の段階ですけれども、検討させながら、費用対効果とい

う言葉じゃないですけれども、どのぐらいのものがかかっているのかなとい うことで、検討をさせていただきたいと思います。

ですから、今、やるやらないはこの場で言うのはちょっと、こんな答えで勘弁をしていただきたいと思います。

あとは、技術の方で説明をさせます。

〇議 長

馬狩技術長。

〇産業建設課技術長 (馬狩範一君)

質問にお答えします。

河川管理の用地の話なんですが、河川の1級、2級、それから普通河川にかかわらず、河川指定を行った場合は、底地が民地、官地にかかわらず、河川管理者が管理をするという形になりますので、そこが河川指定を受けておりますので、今回の札的内川の場合ですね、受けておりますので、管理者はあくまでも北海道という形になりまして、北海道が維持管理をするということになっております。

以上です。

〇議 長

ポンプの増設についての考えは、1回目で終わりか。ポンプの増設ですけれども。

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

答弁の中にも書いてあるように、少しそこの台数の確保、充実についても、 とりあえず計画的にちょっと検討していこうというふうに答えていますの で、その流れでやっていきたいと思います。

以上です。

○議 長

あと農業被害ね。

大平産業建設課長。

〇産業建設課長(大平英祐君)

農業被害についてお答えいたします。

農業被害につきましては、台風11号が来たときに、前後しまして、災害活動の合間を見まして農地等も確認してございます。

農業被害額の基本となるものでございますけれども、普及センターの提供しております作物別の減収推定尺度、被害尺度を用いて算定をしております。それによりますと、今回道に報告した数字を述べさせていただきますと、水稲で29.6~クタール、約1,150万1,000円の被害でございます。この中身は、冠水期間3日以上を対象として見ております。これは目視による調査。水稲の被害でございます。29.6~クタール、1,150万1,000円。中身は冠水期間3日以上を対象とした、目視による調査を実施しております。

そのほかでございますけれども、大豆が 0.8~クタール、19万5,0 00円、廃耕見込み分を対象としております。

三つ目でございますけれども、ソバは2.6~クタール、26万4,00 0円、これにつきましても廃耕見込み分を対象としております。

合計が33.0ヘクタール、1,196万円の暫定の調査でございます。 この数値につきましては、道の方へ報告をいたしております。 以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。 柴田議員。

○3番(柴田典男君)

水稲が29.6~クタールということは、先ほど自分が、廃耕じゃないけれども、結局もう壊死状態で収量ゼロですよという水田よりも、私が見ているよりは多いんですね。これは多分冠水期間を3日以上ついたから減収になったよということで、多分これでいきますと、4割ぐらいの減収に見たのかなと思います。ほぼ間違いは、間違いというんですか、ほぼこれに近い数字は、自分も考えていた数字と近かったので、あえて次は申しませんけれども、でも町長、これだけの減収があるということを、ぜひ承知していただきたいのね。

これだけ、1,196万円という、目視による数字なんですけれども、日ごろごあいさつの中で、町の基幹産業は農業ですということで、大事な農業がこれだけの減収になっていると。これおよそ29.6~クタールといいますと、20戸弱の計算をしていると思うんですよね。違いますでしょうかね。

今回、もう一つ大事なことがあるなと思ったのは、聞き取り調査の実施もしていないんですね、町は。およそ今回冠水ついたのは、約20戸弱なんですよ、対象者は。そうしたら、それぞれ一軒一軒回っても、どれぐらいの時間がかかるだろうかと思っても、それほどかからないと思うんですね。そうしたら、あなたはどれぐらいの時間がついたかという調査を、一軒一軒回った方がより具体的にできるはずなのに、回ったところが見受けられません。

ぜひとも、またこれは今回で終わりじゃないと思います。これからもまた大雨が来たときに、このような繰り返しがないように、やはり例えば排水機場が申請では大変難しいというのであれば、今、どこから町が手をかけてやれるのかという、そういうところを一つ一つ取り組んでいただきたいなと思いますので、あと私のほかにも防災については質問される方がいますので、関連もあろうかと思いますので私はこれでやめますけれども、最後に町長のこれからの取り組みの姿勢についてお伺いして、終わりにしたいと思います。

○議 長

町長。

○町長(斉藤純雄君)

災害が本当に多く発生するような、時代になってきています。毎回同じと

ころがつくということで、その人たちだけが、一年間の苦労が大雨によってむだになるということは、なかなか忍びないというところもありますし、そこをどれだけで守るかというところは、少し役場の中でも、ポンプ1台でも600万円も700万円もするようなものでありますから、無制限にそろえるということにもなりませんので、そこは慎重に検討しながら、できるだけ農家の方が希望を持てるようなことになるように、やっていきたいと思います。

以上でございます。

〇議 長

一般質問発言順位6番、小松正年議員。

8番、小松議員。

○8番(小松正年君)

議長の許可をいただきましたので、第3回定例会におきまして、私は2点 ほど質問をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。聖園川未改修の早期整備についてでございます。 聖園川下流の笹島樋門から門上流約300メーターが、いまだ未改修のま まになっている状態であります。上流は既にコンクリートU字溝で整備され ておりまして、水の流れもよく、雨が降った後もすぐに水が出てくるような 状態でございます。

未改修のところでは、雑草や土砂が堆積していて、水の流れが悪く、時間降水量十数ミリの雨量が三、四時間続くと、その聖園川の未改修の部分から水があふれるというような状態が、ことしも数回ございまして、浸水被害が出ている状態でございます。

聖園川に隣接する関係者も早期改修を望んでおりまして、聖園川の整備が必要と考えるところでございますけれども、町長のお考えを伺いたいと思います。

2点目でございます。排水場の整備と水中ポンプ配備をということで、この質問については、前の柴田議員にも通じるところがございますけれども、 重複しますけれども質問させていただきたいというふうに思います。

浦臼町のことし8月の降水量が385.5ミリと、過去1位の雨が降ったわけでございまして、冠水、それから浸水の農業被害がございました。

樋門を閉めた後の内水排除を水中ポンプを設置して行うわけでございます けれども、設置場所の整備が必要ではないか。

また、先ほどの質問にもありましたように、水中ポンプの数も少ないということで、計画的に増台すべきと考えますが、長期計画の考えはないかをお伺いします。

また、平成元年ごろだとは思うんですけれども、トラクターマウント型のポンプを購入した経緯があるというふうに思っておりますけれども、その後の所在はどうなったのかということを質問させていただきたいと思います。

よろしくお願いします。

○議 長

答弁願います。 馬狩技術長。

〇産業建設課技術長 (馬狩範一君)

小松議員のご質問にお答えいたします。

現在の聖園川下流の未整備区間につきましては、平成2年から平成5年にかけて、北海道が事業主体で実施した水田排水対策特別事業において浦臼内川笹島樋門から集治監沢桜ケ丘公園上流部までの約1.9キロの事業区間の一部でありました。工事起点であります笹島樋門から上流276メーターが、諸所の事情により未施工のまま事業完了となっております。

この区間を整備することは、内水対策の有効な手段と考えますが、過去の 経過もありますことから、慎重に関係機関と連携し協議を進めたいと考えて おります。

2点目のご質問にお答えします。内水排除用排水ポンプ等の設置場所の整備につきましては、設置場所の確認を行い、迅速に設置できるよう必要な措置を検討してまいります。また、ポンプの追加につきましても、柴田議員の質問でお答えしたとおり検討してまいります。

平成元年に3台購入しましたトラクター装着型の斜流ポンプにつきましては、平成9年度までに4地区の水防組合と貸借契約を締結し運用しておりましたが、トラクターの馬力不足等により十分な排水能力が得られなかったため、平成11年度に用途廃止し、廃棄処分しております。

以上です。

〇議 長

小松議員、再質問ありますか。 小松議員。

○8番(小松正年君)

それでは、再質問の聖園川についての質問をさせていただきます。

この聖園川、治水という観点から洪水の防止を図り、また発生したときは被害を最小限となるように、さまざまな方法で河川を治め、国土や人々の暮らしを守るということが、治水の対策であるというふうに理解しているところでございます。

その対策として、河川の改修というものにつきましては、当然必要なところであり、一部の未改修が、それも一番下流が未整備であるということは、治水という点から言いますと、大きな問題であるのではないかということであります。早期に整備に向けて取り組んでいただきたいということで、この聖園川は普通河川であります。普通河川ということは、浦臼町が管理する河川ということになっておりますので、ここの部分につきましては、今後この改修に向けて取り組んでいかなければいけない河川であると。

今回、この台風によっての洪水被害も、この場所で起きておりまして、毎回水がふえると、樋門を閉めると、この箇所は冠水したり浸水したりする場

所でございます。この地区は5軒ほど民家も点在しておりまして、そういった部分でも、優先的にこの部分につきましては検討願いたいなというふうに考えております。

また、答弁の方にもありましたが、いろんな経過がございますよと。ちょっと以前こういう計画もあったが、その当時いろいろな問題があってできなかったというのは、私もいろんな方から伺って知ってはいます。ただ、あれからもう二十三、四年たっておりまして、代もかわっておりまして、その地権者にこの間伺ったときにも、ぜひ協力したいというような話も、私、伺っておりますので、この機会を、そういった交渉の中でも、この河川の改修が重要だというような重要性を訴えていただいて、協力をお願いするような交渉をしていただきたいなというふうに思いますが、その部分について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

○議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

平成2年からのこの工事ということで、今から見るとかなり早い段階での 治水工事というか、護岸工事だったというふうに思います。

ただ、完了を見る前に、本町の今言われたような地権者の反対によって、この距離を残して終わったという経過があります。こういうときは、なかなか上層部といいますか、道、国も、その後同じようなことを言ってもなかなか認めてくれない。また同じことがあるんじゃないかというようなことがあります。

今、議員、地権者も大分世代がかわって理解があるというようなことなので、そこら辺、上の方とも、上層部ともしっかり検討しながら、なるべく早くこういうことが継続してできるように、検討してまいりたいと思います。 以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。

○8番(小松正年君)

よろしいです。

○議 長

そうしたら、2件目のポンプについて。 小松議員。

○8番(小松正年君)

1点目の方につきましては、よろしくお願いしたいというふうに思います。 それでは、2点目の再質問に移らせていただきます。

これは先ほど柴田議員の質問の中と重複するので、お答えが検討しますよと前向きに検討するようなご答弁だったので、私については突っ込んだあれはしないですけれども、この排水の場所ですね、設置場所。これかなり、それ用につくっていないものですから、各樋門でいろいろ水のつく場所がある

わけなんですけれども、それ用につくっていない場所であります。樋門を閉めると必ずそこは内水でふえていきますので、低い部分につきましては、ポンプで水を揚げなきゃいけない部分は、何カ所か浦臼町にも点在しています。

そこに設置するというと、業者が来て、全員協議会でも資料がございますけれども、設置費用、それから撤去費用、労務費等合わせて、今回の委託料が約320万円ほどかかっています。それほど緊急は要するので、お金のどうのこうのじゃないんですけれども、先ほども柴田議員の方にもありましたように、設置をスムーズにするということも、一つ大きなメリットがあるのではないかと、こういう排水する、そういう場所をきちんと整理するということは、その内水によって被害を極力避ける、少なくするという部分でも必要なことではないかというふうに私は思っているわけです。

そういった意味で、現状を多分担当者は見ていると思うんですけれども、 設置するのも、堤防の上から人力でポンプを、何百キロの重いポンプを転が していくような格好で設置するわけですね。今度撤去するといったら、今度 はそれも片一方をちょっとかしがりながらユンボで引き上げたり、結構危険 な状態で撤去しているわけですよ。

これは業者がやるんだから間違いないと思うんですけれども、何かここで 事故になったり、けがになったりというようなことも考えますと、やはりそ ういう部分についても、きちっとした設置の場所、それと、あと今回笹島樋 門で水中ポンプを2台設置していただきました。そこにおいても、今言った ような格好で設置したわけなんですけれども、今度、内水の樋門を開けて水 を流すときに、そのポンプが樋門の縁をふさいだような格好になって、これ で早く水が流れないという、これがやっぱり、それ用につくっていないもん ですから、樋門の縁って大きさが限られているものですから、そこに2台も ポンプを置いてしまうと縁をふさぐと。早く水を川に流したいんですけれど も、それがじゃまになって、また浸水の時間を伸ばすというようなことも、 現在あったように思います。

そういったことで、そこら辺のことを十分配慮していただいて、先ほど柴田議員にもありましたように、そのポンプの台数も足りないということで、そういうものも検討していただいて、トータルで考えていただきたいなというふうに思っていますので、そこら辺のことを一つ質問させていただきます。それともう一つ、トラクターに直装するポンプのことで今お伺いしたわけなんですけれども、私も以前、ここの役場職員OBの方にもいろいろ聞いたんですよね。今どこにどうなっているのと、ちょっとわからないねと、もうかなり時間も過ぎて、その行方がわからなかったと。きょう、この答弁書を見まして、ああ、11年にこれは処分しているんですねということがわかったわけなんですけれども、ここで何が私言いたいかというと、機動性、トラクターマウントで設置したり外したりする機動性がいい、そういった部分、それから、美唄市の方では、このトラクターにつけるポンプですね、これ16台所有しているんですね。70馬力トラクター、毎分12トン排出のポン

プなんですけれども、それは各農事組合だとか会館だとか、何か委託して置いているらしいんですけれども、水防団が組織されているのかどうかちょっとわからないんですけれども、そういったことで、時間的にこっちがある程度内水がはけたら、今度はこっちに移動すると言っても、それを簡単に持って歩けないのが今の現状なので、そういう部分で整備していただきたいんですけれども。

そして、また機動性をもっと発揮するには、トラクターのポンプっていうんですか、そういったものも有効ではないかというふうに私も考えるわけです。当時は、何か橋のどこか上で試験をしたら、なかなか揚がらなくて、鶴沼公園で揚げたときは揚がったんだけれども、実際に橋の上からやったら揚がらなかったよとか、水が揚がらなかったよという何かトラブルがあったというのは聞いておりますけれども、その当時のものと今のポンプは大分違うのかなとは思うんですけれども、そういう一つのトラクターマウント式のポンプというのも、一つの方法、一つの道具になるのではないかなというふうに思うんですけれども、この部分については検討することがいいのではないかと思うんですけれども、そこら辺の考えがあるかどうか、この2点をお伺いします。

○議 長

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

今、災害時は町内業者にお願いをして、非常に危険な感じで排水ポンプ等々を設置をしていただいているというのは、同じ気持ちなんですけれども、業者も人集めが大変だということもいろいろ聞いておりますので、ポンプの台数も含めて総点検しながら、何とかいい方向にというふうに検討していきたいと思います。

それから、トラクター用のというのは、現在、まだメーカーで売っているのかどうかというのが、ちょっと私も今わからないものですから、そこら辺から含めて調べさせていただきたいと思います。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。

小松議員。

○8番(小松正年君)

ちょっと1点だけ。全体なのかというふうに思うんですけれども、この改修、それから今のポンプの話もそうなんですけれども、河川整備の計画というのは、浦臼町にはあるのでしょうかね。

そこら辺、よその町なんかは、河川の整備計画というのが年次的に計画されているようなんですけれども、浦臼町の場合はそこら辺はどうなんでしょうか。それを最後質問して終わります。

○議 長

答弁願います。

馬狩技術長。

〇産業建設課技術長 (馬狩範一君)

質問にお答えします。

具体的に河川の整備計画というものはございません。ただ、浦臼町におきましては、昭和40年代、それから56年代、50年代ですね、においてかなりの地区を河川整備を行っておりまして、改めて整備するという区間は少ないというふうに考えております。

整備はされているんですが、40年代、50年代という形で、維持をしていかなきゃいけないということは十分考えております。

以上です。

○議 長

ここで暫時休憩といたします。

会議の再開は、ちょっと時間は短いですけれども2時35分といたします。

休憩 午後 2時27分 再開 午後 2時35分

〇議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたしますけれども、若干蒸し暑い状態ですので、 上着を脱がれる方は脱いでもらっても結構です。

- 一般質問発言順位7番、野崎敬恭議員。
- 1番、野崎議員。

○1番(野崎敬恭君)

第3回定例会におきまして、議長のお許しをいただきました。

人口減少に歯どめをかけるための戦略と題し質問させていただきます。

町の基幹産業は農業、主に米作であり、麦、ソバ等大型農業になっており、 さらに今後はGPSガイダンスシステムなど新しい農業機械の登場により、 大型農業にならざるを得ないのではないか。浦臼町の耕作面積は狭く、農家 件数の減少はさらに進むのではないかと思われますが、転職によるゼロベー スからの新規就農者に対する町独自の助成、または小規模兼業農家の育成に はどのような支援方法があるのか。

また、企業誘致などで住民の減少を多少なりとも歯どめをかけ、また商工業の発展にも寄与するような総合戦略が町にもありますけれども、人口、新規就農問題を強力に実行することと、スピードが緊急の課題と思いますが、町長の取り組み、考え方はいかがでございましょうか。お聞きいたします。

〇議 長

答弁願います。

大平産業建設課長。

〇産業建設課長(大平英祐君)

野崎議員のご質問にお答えいたします。

農業を取り巻く環境については、農家の高齢化、担い手不足、さらには、 TPPを見据えた規模拡大や先端技術導入など、大変厳しく、効率的農業が 強く求められていることは、議員の指摘のとおりであります。

ご質問の新規就農者への町独自支援については、施策がない状況であり、 稲作農家を新規でやることへのハードルが高く、難しいと考えていますが、 6月定例議会で答弁したとおり、農業関係者、組織を含んだ農業者会議を早 急に立ち上げ、議論していきたいと考えております。

人口減少問題に対する特効薬、即効薬もないのが現状でありますが、町としても、今後、地方創生の総合戦略などを確実に推進しながら、雇用の拡大を目指し、さらには教育や子育て支援の充実など多角的な取り組みを行うことにより、効果が出るように積極的に進めてまいります。

以上でございます。

〇議 長

野崎議員、再質問ありますか。 野崎議員。

○1番(野崎敬恭君)

総合戦略の中にもあるように、新規就農者、特に他業種からの就農者を町としても支援することにより、新規農家の創出、または労働人口としての活躍も、期待できるわけではないかと思うわけです。

ある程度、新規就農者が小さい農場を営むことにより、大規模農家の雇用 の受け皿にもなり得るのではないかと、そういうことでございます。

さらに、9月8日の道新に出ておりました。他業種からの就農がふえていると記事が出ていました。内容は、国の助成のほか、各市町村が独自に設けた各種支援の結果、就農の後押しをしたという内容が出ておりました。やはりこういう小さい町であっても、町独自の支援というものは、考えておかなきゃならないということだと思います。

さらに、将来を見据えた基礎的な人口を、独自の生き残りをかけた戦略的な施策で増加に向けていただきたい。農業志向の若い人たちは、浦臼町にもいるわけなんですね。他業種から農業をやりたいという方は、浦臼町にもいるわけなんです。そういう方に門戸を開く、また、いかなる助成がしてやれるのか。いきなり大規模農家、米作で20町も10町も50町も田んぼを持つというわけじゃないので、まず園芸だとか、1反、2反、そういうハウス農業から始めたいという若い者はいるわけなので、そういう人たちの受け皿をどのようにしてつくるのか。

今、第1番の答弁に、行政のプロである課長が答弁してくれました。特に 町長の判断も大切だとは思いますが、行政のプロである課長あたりも、将来 に向けての研究、開発というものを怠りなく進めていただきたい、そのよう に思っているわけでございます。

そして、あらゆる手を尽くし、後継者だけではなく転職者に研修の場を与

え、農業研修の済んでいる新規就農者の方には、なるべく手厚い支援もして 人口をふやす。その結果、商工業者も、私も商工業の会員でございますが、 何ともいかんともしがたく、やっぱり1次産業である農業が小さくなってい くと、私たちがどのようなことをしても、商工業者も生き残りをかけられな い、そういう状況に至ってしまいます。

さらに、今、きょうは若い農業者、後継者がこの場に来ていただいていますが、彼たちも今後農業をやっていく上で、この町が町の体をなしていないと、幾ら若い農業者が頑張っても、町の体をなさない人口の中でやっていくというのは寂しいし、難しい部分も出てくるんじゃないかなと思っています。

ちょっと余談になりますけれども、昔、ワイナリーさんが、優良企業の紳装さんが来たときに、紳装さんは優良企業だったんですね。だけれども、ブドウをつくるのにちょっと入れ込み過ぎて、親会社が傾いたと。そのときに、農協が機械等を引き上げようとしたと。そのときに立ち上がったのが、何か浦臼の町の職員だったと、そういう話も聞いています。そういう新しくやるぞという者に寄り添ってくれる職員が、やっぱり必要でありまして、その結果は、今、皆さんご存じのとおり、規模も400町ですか、そのぐらい、それから30数人の雇用を抱える浦臼の基幹をなしているわけでございまして、短期、中期、長期で今後の浦臼を考えていただきたい。そのように思っていますけれども、その意気込み、町長いかがでございましょうか。

○議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

人口減少問題ですけれども、何か一つ二つやればすぐ効果が出るという、 そんな浅い問題ではないというのは、皆さんもご存じだというふうに思いま す。

ただ、何もしなければ、今以上に早く人がいなくなる、これもまた明らかでありますので、できるだけいろんな方と相談しながら、やれることは随時やっていきたいというふうに思っております。

また、新規就農者に限らず、基幹産業は農業でありますから、どのような 形で農業の町を維持していくか、これは大きな問題であります。答弁の中に も書いてありますように、農業者会議というような、仮称ですけれども、そ ういったものを開きながら、いろんな視点から意見を聞いてやれることを検 討していくと、そういう思いでおります。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

野崎議員。

○1番(野崎敬恭君)

ありがとうございました。私ども、まだ商工業者やっておりますので、私 たちの商工業のためにも、農業のためにも、浦臼のためにも、長期的な研究 やら研鑽、それから、いろんなことを頑張って、特に若い職員の方には頑張っていただきたいと思います。

以上でございます。

答弁は要りません。ありがとうございます。

〇議 長

一般質問発言順位8番、折坂美鈴議員。

5番、折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

平成28年第3回定例会におきまして、町長に3点の質問をしたいと思います。

まず1点目でございます。自治体職員の資質向上に向けて自主研修制度の 導入を。

本町は、8月末現在において人口が1,996人となり、2010年から15年までの人口減少率10%は、管内平均8.8%を上回っていると北海道新聞が報じております。斉藤町長は、若い世代に来てもらう環境を整えたいとしておりますが、有効な施策がいまだ見出せていない厳しい現状にあります。

浦臼町では、今こそ現状を冷静に分析し、豊かな発想で政策を企画立案する能力が、自治体職員や議員に求められているのではないかと考えます。まずは一人一人が積極的に広く見識を深め、研鑽を積むことを町で奨励する自主研修制度、新十津川町で実践されておりますが、この導入を提案したいと思います。

2点目であります。災害対応で見えてきたもの。

8月に、三つの台風が北海道に上陸するという、いまだかつてない事象が起き、北海道全体に甚大な被害のつめ跡を残しております。被害に遭われた皆さんには、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うものであります。

浦臼町でも記録的な大雨が続き、災害対策本部が立ち上げられました。一時は石狩川の水位が上昇し、水門を閉じたために内水が停滞して、低地が水につかるなど農作物への影響が心配されました。これからは、気候の変動により、北海道が台風の通り道になる時代が来たと、考えなければならないのではないでしょうか。今後の検証を待って、災害対策の見直し、これが必要だと思われます。

①避難勧告の前段階、避難準備情報はどの段階で出すのか。避難所の開設をどのような手順で行うか。情報伝達の方法と指揮系統の統一を徹底してはいかがでしょうか。

②住宅や農地付近の常習的に氾濫しやすい支流が合流する箇所などが何カ 所かありますけれども、こういうところをピックアップして、計画的に氾濫 しにくく改善していく減災計画を立ててはいかがでしょうか。

3点目であります。道の駅つるぬまを中心とした拠点づくりの基本計画を。

地方創生が叫ばれる中、北海道内でも地域活性化を目的とした道の駅設置に、前向きな自治体が多く出てきています。近隣では、赤平市や当別町、石狩市厚田区などが設置する予定があるようです。浦臼町では既存の道の駅がありますが、新しい道の駅の建設に町民の反対があり、計画が中断している状況です。

地域活性化を目的として、今年度は講演会などを開催して町民に理解を求める計画のようですが、今年度中に基本計画策定委員会まで立ち上げ、ここで地域住民との話し合いを徹底的にやっていくべきと考えます。今回は地域経済の振興としてソフト面で直売組織の立ち上げを急ぎ、その他の機能として地域住民の利便性と相互扶助の拠点、買い物難民対策や地域公共交通の拠点、あるいは観光の拠点としての道の駅の再開発事業計画を、町民に示す説明会を開いてほしいと考えます。いかがでしょうか。

〇議 長

答弁願います。

河本課長。

〇総務課長(河本浩昭君)

折坂議員のご質問にお答えをいたします。

議員のご指摘のとおり、政策立案能力は自治体職員にとって必要不可欠であり、そのような人材の確保、育成が、将来のまちづくりを支えていくものと考えております。

本町におきましても、自治大学校のほか、北海道町村会や北海道市町村職員研修センターが開催する研修を職員に受けさせており、北海道市町村職員研修センターが開催する研修につきましては、開催の情報を全職員に周知し、本人が受講を希望すれば、上司の許可を得て参加できるようにしております。

自主研修制度につきましては、職員みずからが手を挙げ、計画書を作成の上、研修に参加するため、命令され行かされる研修より多くの成果が期待できると考えますので、職員の意見も聞きながら、効果が上がるよりよい研修のあり方について検討したいと考えております。

次に、2点目のご質問にお答えいたします。

災害対応に関するご質問ですが、議員の皆様にもお配りしております、平成28年4月に策定しました地域防災計画及び水防計画に全て記載されてございますので、いま一度お読みいただきたいと存じます。

避難準備情報の発令基準につきましては、113ページの災害応急対策計画の章に記載してございます。洪水警報や大雨警報が発表され、気象予想や河川等の巡視の報告等から、浸水被害が発生する危険があると判断される場合に、要配慮者並びに避難行動要支援者の避難に必要な時間を考慮して発令することとしてございます。

避難所の開設手順につきましては、災害の現象により、二次災害の危険性を十分に配慮し、災害対策本部会議で検討し、避難準備情報の発令の段階に合わせて開設する指示を担当部長に出し、準備を進める手順となってござい

ます。詳細につきましては、計画書の120ページ以降をお目通しいただき たいと存じます。

また、情報伝達や指揮系統につきましても、97ページ以降に記載してございますが、本部長から各部長へ情報や指示を伝達する仕組みになっており、統一がなされてございます。

今後も地域防災計画及び水防計画のスムーズな運用を図り、災害時の住民 の安全の確保に万全を期したいと考えます。

氾濫しやすい支流につきましては、柴田議員、小松議員のご質問にも答弁をさせていただきましたが、内水対策を講じなければならない河川につきましては、1級河川も含め把握してございますので、河川ごとに内水対策が効率的に行えるよう、関係機関と協議してまいりたいと考えてございます。

〇議 長

大平課長。

〇産業建設課長 (大平英祐君)

以上でございます。

3点目のご質問にお答えいたします。

道の駅つるぬま再開発事業の今後につきましては、第2回定例会一般質問で答弁したところでありますが、検証結果評価内容の事項として、基本構想計画への十分な策定時間、専門的分野の活用、施設管理者等のあり方、町民との情報共有、適正な財政運営による事業計画の確保に努めることへの重要さを示したところであります。

事業検証を踏まえて、今は基本計画を示す段階ではなく、これまでもお答えしたとおり、よりよい道の駅の整備事業を進める上では、課題の解決や広く町民の理解を得ていくことを最優先に考え、セミナー等の開催について、関係者と協議をしているところであります。

以上でございます。

〇議 長

それでは、1件目について質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

新十津川町で実践されております自主研修制度について、ちょっと調べたんですけれども、ここは自治大学校に、これは第2部課程というところで2カ月半の研修を年に3回行っているんですが、ここに指名で2名、公募で1名を毎年行かせているということでした。

それから、この公募においては、申請書を出して、それを選考委員会にかけられ選ばれるということでしたが、あと女性に対しても、1カ月の研修とか、そんなになかなか長く家をあけることが難しい女性に対しては、2週間の研修とか、そういうものもあるということで、そういうものを受けさせているということでした。

お聞きしたいのは、浦臼町の場合は、自治大学校に行く職員の基準とかあ

るんですかね。勤続何年だよとか、毎年1名の方が行かれていると思うんですけれども、あと女性の方に対する研修というのも行っているのかとか、その辺ですね。

研修の履行率というんですかね、新十津川町では、100名の職員がいる うちの40名がその自治大学校に行っているよという、大変優秀な率を示さ れていたんですけれども、浦臼町はどのぐらいの率でしょうか。

それで議員の方も、役場全体の資質を上げるという考えでおりますので、議員も職員との議論を有効なものにしていくために、議員自身も資質を上げなければいけないと思っております。昨今、政務調査費を不正に使用しているというところで、そういう権利は認められているのですが、なかなか政務調査費という名目で私たちがそういうものを出すことが難しい、今の段階では難しいかなというところで、新十津川町では、研修費になるのでしょうか、議員の方も母村研修であったり、いろんなアカデミーに行かせたりとかいう研修費も、見ているということでありました。その辺についても、議員としても研修にもっと行って、自分自身の研鑽を深めたいという思いは私の中でもありますので、議員同士でそういう意識を共有しながら、そういう方向に持っていきたいなという考えではおりますが、町の方の実績といいますか、そこはどうなっているかというところをお聞きしたいと思います。

○議 長

答弁願います。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

まず、自治大の基準ということなんですけれども、特に具体的な基準というのは設けておりません。基本的に、特に支障がない限り、すべての職員を行かせようというようなことになっております。すべての職員に門戸を開いております。

ただ、今は毎年1名ずつ行かせておりますけれども、今後ちょっと年代が 重なっているというか、人数が多い世代がこれからやってまいりますので、 できるだけ多くの職員を行かせるためには、今、1年に1人ですけれども、 新十津川町のように1年に2人行かせるということも、今後検討が必要では ないかというふうに考えてございます。

自治大に行った率でございますけれども、率はちょっと今計算しませんで したけれども、今、職員の名簿から拾ったところ、理事者も含めて、今のと ころ11名が過去に自治大に行ってございます。

次に、女性に関しての研修ということですけれども、特にその辺については区別はしておりません。ちなみに、平成27年度の研修の実績ですけれども、事務報告にも記載してございますけれども、延べで23名がさまざまな、税務研修でありますとか法務研修、人事評価の研修等さまざまな研修に23名が出席したということで、27年度の実績となっております。

以上でございます。

〇議 長

再々質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

命令され行かされる研修より多くの成果が上がるという、みずから手を挙げて、こういう研修に行きたいというものがありましたら、ぜひそういうものも吸い上げて、一人でも多くの職員を研修に行かせるという姿勢ですか、自分たちの町をどのようにやっていくかという、そういう意欲のあることですので、その動機づけとして研修を受けさせるということを、積極的に行っていただきたいというふうに考えております。

それで、先ほど来ちょっと問題になっておりますけれども、後継者の方が 結婚をしたときに、お相手の方がそこで住みたくないということかしら。よ その町に住民票を持って、生活の実態がそっちに行っているという事態なん ですけれども、このことについても、何か方法があると思うんですよね。

子育て支援ということで、出産の祝い金とかも後で出せるようなら出すよというようなお話もあったんですけれども、そういうお金の問題ではないと思うんですよね。聞くところによりますと、晩生内地区の方が5組ほどそういう傾向の方がいるというふうに聞いているんですけれども、住環境が悪化しているというふうに考えませんか。買い物の環境、住環境の悪化、それから、地域コミュニティが衰退しているという、大きな問題になっていると思うんですね。

この地域社会を維持していくために、晩生内地区という地域社会を維持していくために、どのような施策がいいのかということは、やはり発想の転換によって生まれるのではないかと思っていまして、総務でこの間研修に行った下川町では、一の橋地区というところがバイオビレッジ構想というのをやっておりまして、ここは限界集落だったんですけれども、ここにちゃんと集住化住宅というのを建ているんですね。これは何のことかなと思ったけれども、公営住宅だっていうんですよ。そこには単身世帯も入っているし、子育て世帯も入っているし、もちろん高齢者の世帯も入っております。そこで木質バイオマスという熱交換システムがあって、そこでエネルギー自給をしているわけなんですけれども、木材が豊富な場所ですから、地元産の材を使ったものを建築しております。そういう地域資源の活用による新産業ですね、あそこはシイタケをずっと。

○議 長

議員、質問の趣旨と大分ずれている質問になっていると思うんですけれども。

○5番(折坂美鈴君)

いえいえ、住環境の整備というところで、その辺を、そういう発想の転換が必要じゃないかと。公営住宅法では、これはやれないんだとさっきおっしゃったんですけれども、そこを条例をつくることとか、いろんなことを考え

ることによって、その環境も変わってくるんじゃないかというお話なんです ね。もう少し発想を転換して、そういうことも考えていただきたいと。

この公営住宅法は、条例を変えることによって、それをクリアすることはできないんですか。そういう発想の転換は、何かあるはずなんですよね。公住として、これ集住化住宅というのをやっていたんですよ。いかがでしょうか。

〇議 長

何か趣旨が違うように私には思えるんですけれども。

自主研修制度ということでの趣旨ですよね。それと住環境、それはまるで関係ないとは言わないけれども、ちょっと違うかなというふうに私は思うんですけれども。

町長、もし今の質問に答弁あれば。 町長。

〇町長(斉藤純雄君)

議員の質問の趣旨からはちょっと飛ぶのだろなとは思うんですけれども、今まで町では、人にお金をかけるということを、平成14年から9年間自治大学校に行かせておりませんでした。これは当時の市町村合併問題、さらには合併が破綻をして、各町が独立してやっていくという決定の中で、行財政改革というのがあって、切り詰めるところは切り詰めるというような中で、職員の研修費も切り詰めた結果、9年ほど行かせていないというのが実態であります。

ただ、今考えると、やはり人にお金を使うべきだという思いがありますので、今後はよりよく職員が将来のまちづくりにいい仕事ができるように、人材は育成をしたいというふうに思います。

以上です。

〇議 長

次に、2点目についての再質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

お答えいただきましてありがとうございます。人材育成にお金をかけるんだというところでは、いかに住民の声を政策に行かしていくかというところにつながるかと思いますので、そういう意味での再々質問でございました。 次に、2点目の災害対応に対する再質問です。

情報伝達の方法、情報収集の方法について、指揮系統もきちんとなっているよというお答えだったのですけれども、そこの確認をしたいと思います。

97ページ、防災関係機関は、それぞれが有する情報組織、情報収集手段、通信ネットワーク等を全面的に活用し、迅速かつ的確に災害情報などを収集し、相互に交換するというふうになっております。災害の情報を、どのように交換していくのかなというところをお伺いしたかったんですね。避難準備情報、これがどのように発令されるか。この基準について、後で伺いたいな

と思ったんですが、この避難準備情報っていうのが発令されると、112ページでしたか、要配慮者、避難行動要支援者は、もう指定された避難場所への避難行動を開始しなければいけないんですよね。避難勧告が出た場合には、通常の避難行動ができる者は避難行動を開始するわけですから、この避難準備情報というのは非常に大事なものだと思うんです。いつ出されるかというところの基準を、きちんと決められているのかなというところをお伺いしたかったんですね。

水害の場合は、避難判断水位19.7メートルに到達すると予想され、なお水位の上昇が見込まれるときに、もう避難準備情報を出さなきゃいけないんですけれども、今回の場合はどうだったのかというところをお伺いしたいですね。

ちょっと落ち着いたときに、私、総務課の方に電話をしたんですけれども、 防災無線聞いていなかったですかって言われたんですよね。ご自分の目で確 かめられましたかっていうふうに、そういうようなちょっとお答えがあった んですけれども、そういう答え方しかできないのかなとちょっと思ったんで すけれどもね。議員という立場では、きちんとそれは確認しなきゃいけない なというふうには思ったんですけれども、問い合わせが総務課に行くと思う んですけれども、総務課が答えられると思うんです、そういうときはどうい うふうに答えるのでしょうか。どういう基準で判断されたよということを、 ちゃんと教えていただきたいのと。

あと、防災無線だけでやるのかなと思ったんですよ。防災無線をお聞きになりましたかって言われたんですけれども、私は聞いていなかったんですね。何回防災無線を流されたんですかね。ほかの方法もあったと思うんですけれども、そのほかの方法というのをもう一回、通信ネットワークなんか使う方法もあるかと思いますし、その辺の確認。

それから、避難勧告など発令するときに、どこかの助言を受けるのかとか、 その辺の疑問が湧いたものですから、その辺について。判断基準があるのか どうか、その判断基準は助言を受けているのか、その辺のところについてお 伺いしたいと思います。

〇議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

まず1点目の判断基準についてですけれども、石狩川の水位につきましては、避難判断水位というのは19.7メートルに達して、さらに水位の上昇が見込まれるときということになってございます。

今回につきましては、かなり水量が上がった、過去に余り例がないぐらい水量が上がったんですけれども、ここの水位までは到達しないというのが、災害対策本部を何回か開いている段階で、ここには到達しないというのが、水の水位が減少してきたということもありまして、結果的には、ですから前回は避難準備情報は出してございません。

議員おっしゃいましたとおり、避難準備情報を出した場合につきましては、 避難行動要支援者をまず、防災無線もそうですし、消防団にも情報提供、あるいは町内会長さん、町内会長さんには避難行動要支援者の名簿等もお渡し してございますし、私どもで把握している部分もありますので、そこら辺を 情報を共有して、まずそのような人を避難させるということですね。それから、みずから避難できる人は、その方たちを避難させた後避難するというこ とで、危険判断水位に到達するまでに、できるだけ時間があった方がいいで すから、もし上昇が見込まれるということで判断すれば、できるだけ早い段 階で避難準備情報を出すことがいいことかというふうに思われます。

それから、指導・助言についてですけれども、防災計画ですね、この見直 しのきっかけになったのもそうなんですけれども、災害対策基本法が改正さ れまして、国及び道らの機関につきましては、これらの市町村が避難判断、 避難をする判断を出すべきかどうかというような判断につきましても、指導 助言を求めたときには、国・道の機関は、それに対して指導・助言をしなけ ればいけないということが義務づけられてございます。

今回につきましても、石狩川の水位の予測などを河川事務所からもいただいてございますし、気象庁あるいは関係機関から、さまざまな情報が次々と流れてくるような状況でありました。

以上でございます。

○議 長

再々質問ありますか。

折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

情報伝達の周知といいますか、それをもう一回確認したいんですけれども、 防災無線だけではないのかというところですね。通信ネットワークとかを利 用できるのか、あるいは、今回の場合、夜とかの避難になった場合、富良野 の話を聞いたんですけれども、役場の方が一軒一軒回って避難を促したとい う話も聞きましたので、そういう準備等が整っているのかというところを、 本当に真剣になって考えなければいけない時期に来ているかなというふうに 思うんですね。なので、周知の方法をもう少し詳しくというところと。

あと責任者というんですか、災害情報等連絡責任者、あと地区情報連絡員というのがあるそうなんですけれども、消防団の分団長やなんかは、この地区情報連絡員になるそうなんですが、この方たちをきちんとそういうふうな意識を持って連絡員として配置しているかどうかというところですね。そういう町内会長さんやなんかもそうだと思うんですけれども、責任者という形で、きちんとお願いをした方がいいんじゃないかというふうに考えます。その辺のところをお聞きしたいかと思います。

あと、もう一つありました。河川の整備計画。河川の整備計画はないとか さっき言われたんですけれども、何でかなと思うんですけれども、毎年同じ ところが氾濫するんですよね。自宅の近くの川、小さい川、農地の近くの小 さい川、ここが例えば取付道路の下がこういう丸い管になっているので、はけ切れずに、合流したところでいつもあふれて、いつも土砂が流入してみたいなところがあると思うんですよね。今回、たくさん役場の方が出ておられまして、そういうところをチェックして回られていたなと思うんです。そういうところは何カ所あるよというのを、前もお聞きしたんですけれども、把握してあると思うんですけれども、どうしてそういうところを一カ所一カ所、そんなにお金のかかるところでなければすぐにできると思うんですけれども、河川の整備計画、維持計画をもう一度きちんと見直して、毎年こことここを直そうとか、そういうふうにやっていかないと、あと、土砂のそれを片づけるのはどこがやるのかとか、いつももめるんですよね。そういうところを、もう一度整備計画を見直していただきたいなというふうに思うんですけれども。

きっと把握していると思うんですけれども、何カ所ぐらいそういうところがあるのかとか、土のうを積んだところありますよね。いつもそういうところは、氾濫しやすいというところになっているんじゃないでしょうかね。きちんと把握され、ちゃんと整備計画を立てるべきだと。今、台風の通り道になるかもしれないという、そういう事態を想定して、一個一個見直していくべきときであるというふうに私は考えますが、いかがでしょうか。

〇議 長

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

まず1点目の地区情報連絡員、消防分団長の件でございますけれども、これにつきましては、例えば川の水位が上がった、石狩川の件で申しますと、消防団の待機水位という水の水位が決まっておりまして、今回も道と気象庁の連名で、消防団は待機してくださいとかいうものがファックス等で入りまして、消防署にはそれを転送する形で転送はしております。

待機にはなるんですけれども、もし、いざ出動なり協力要請をする場合には、恐らく消防団の連絡網、消防支署でそれぞれ携帯に連絡が行くようになってございますので、そのような連絡体制がとれるかと思っております。

あと、通信手段等につきましては、これは各機関との通信等につきましては、電話による通信、電報による通信ということで、計画の102ページの方に記載がなされてございます。

〇議 長

あとは整備計画。

○総務課長 (河本浩昭君)

私の方については、以上でございます。

〇議 長

馬狩技術長。

〇産業建設課技術長 (馬狩範一君)

河川の整備計画についてお答えいたします。

毎回という形で、ちょっと雨が多い場所のときに、氾濫といいますか、ちょっと水が飲み込めないとかという箇所は、数カ所把握はしてございます。

ただ、河川整備につきましては、洪水確率というものに基づいて、例えば 10年に一度の洪水ですよとかという形で整備をしておりますので、部分的 に整備するということは、なかなか考えにくいのかなというふうに考えてお ります。

そういう箇所が、氾濫するという箇所が、部分的な対応で終わるのであれば、これから整備の方向を考えていきたいと思います。

以上です。

〇議 長

次に、3件目についての再質問ありますか。 折坂議員。

○5番(折坂美鈴君)

道の駅についてでありますけれども、検証結果評価内容というのが出て、 ことしはこういうことをやりますよというお答えはあったんですけれども、 ここにいかに地域住民を巻き込んでいくかというところが、これからの課題 であると思います。

そのために、拠点づくりの構想はどうかというふうに前に提案したことも あるんですけれども、どこに重点を置いて道の駅を考えていくのかというと ころを、はっきりさせていただきたいと思います。

地域住民の暮らしを守るのか、交流に重きを置くのか、あるいは福祉の観点で道の駅を見るのかとか、いろんなやり方がこれからあると思いますし、例えば厚田の道の駅の計画を見たんですけれども、歴史史料館みたいなのがそこに複合施設みたいにあって、そこに地域住民の方が一緒にかかわって、観光案内というか、そういうのをやるとかいうような計画もありましたし、いろんなやり方があると思うんですよね。なので、試行的取り組みというか、そういうものも、もうそろそろ始めなきゃいけないと思うし、住民説明会においては、ただお偉い先生を選んでセミナーを開催するだけでは、町民の理解を得ていくことが果たしてできるのかなというふうに考えるんですね。

意見交換をしたくても、事業計画を大まかなものでも示さないと、住民はどういうものができるのかというところまで把握できないと思いますし、ある程度のニーズ調査も済ませてから、こういう方向で道の駅をこれから構築していくという、そういう計画を、まず町民に示していくことが大切じゃないかなというふうに思います。

それから、直売組織についてでありますけれども、今後、道の駅を農産物の直売も中心に整備していきたいというお考えでありましたら、ここの組織の立ち上げというのは、やっぱり最優先に行っていただきたいことでありまして、今、現段階である直売組織もありますけれども、やはり高齢化の問題があります。これを若い人にどのようにつなげていくかというところは、みんなで考えないといけない問題でありまして、農産物直売所をつくったはい

いが、だてもやる人がいないというような事態にだけはならないように、も う少しソフトの面で詰めていく必要が、今からですね、早いうちからあるん じゃないかと思いますが、いかがですか。

○議 長

町長。

〇町長(斉藤純雄君)

検証結果を踏まえて、私、前回の定例会でも言いましたけれども、まず町 民に一度反対をされ、理解をしてもらう町民が少なかったということで、議 会の議決を得られなかったわけですから、もう一度、うちの町にとって道の 駅がどういうものかという、その理解をまずしてもらうと。

その取り組みとして、今、セミナーというか講習会というか、そういうものを計画しておりますので、その内容が、聞くだけの形になるのか、今言われたような、もう少し円卓を囲んでより深まるような意見交換になるのかというのは、ちょっとこれから考えますけれども、そういったところから進めないと、やはりまた同じ轍を踏むといいますか、計画だけをつくって、まだまだみんながついてこられないというようなことにもなりかねないのではないかというふうに思っていますので、急がば回れではないですけれども、慎重にしていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議 長

再々質問ありますか。

○5番(折坂美鈴君)

ありません。

○議 長

ここで、暫時休憩といたします。 再開は35分といたします。

> 休憩 午後 3時25分 再開 午後 3時35分

〇議 長

会議を再開いたします。

◎日程第6 承認第6号

〇議 長

日程第6、承認第6号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

承認第6号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。 専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)。

平成28年7月21日。

浦臼町長 斉藤純雄。

予算書において、ご説明申し上げます。

承認第6号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ136万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,634万6,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年7月21日。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳入歳出の補正について、歳出より説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

2款総務費1項3目企画費、補正額136万9,000円の追加でございます。9月1日から二人目の地域おこし協力隊が採用となり、その受け入れ準備に係る費用を補正させていただくものでございます。14節使用料及び賃借料におきまして、事務用パソコンの借上料として7カ月分を追加し、15節工事請負費につきまして、職員住宅の給湯設備等の設備工事として125万2、000円を追加するものでございます。

歳出合計136万9,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額136万9,000円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ136万9,000円の追加となってございます。 以上が、承認第6号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第5号)の 内容でございます。 十分ご審議いただき、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。 以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第6号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、承認第6号 専決処分した事件の承認については、原案のと おり承認されました。

◎日程第7 承認第7号

〇議 長

日程第7、承認第7号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

承認第7号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。 専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)。

平成28年8月9日。

浦臼町長 斉藤純雄。

予算書において、説明申し上げます。

承認第7号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ53万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,688万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月9日。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳出よりご説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

9款教育費3項1目学校管理教育振興費、補正額53万5,000円の追加でございます。浦臼中学校教職員用パソコンにおきまして、ウィルスが感染し、その復旧に係るものでございます。11節需用費におきまして、復旧に係る人件費及びファイルサーバーの修繕料として追加するものでございます。

歳出合計53万5,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額53万5,000円の追加 でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰り入れを行うものでござ います。

歳入合計、歳出と同じ53万5,000円の追加となってございます。

以上が、承認第7号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第6号)の 内容でございます。

十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第7号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、承認第7号 専決処分した事件の承認については、原案のと おり承認されました。

◎日程第8 承認第8号

〇議 長

日程第8、承認第8号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

承認第8号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開き願います。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。 専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)。

平成28年8月18日。

浦臼町長 斉藤純雄。

予算書において、ご説明申し上げます。

承認第8号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ70万円を追加し、歳入歳 出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億2,758万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月18日。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳出より説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

10款災害復旧費1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額70万円の追加でございます。15節工事請負費におきまして、8月16日の豪雨により、町道札的沢線の路肩決壊及び路体のガリ浸食などの被害を受け、復旧に係る費用を追加するものでございます。

歳出合計70万円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げます。6ページをお開き願います。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額70万円の追加でございま す。財源調整に伴い財政調整基金からの繰り入れを行うものでございます。 歳入合計、歳出と同じ70万円の追加となってございます。

以上が、承認第8号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第7号)の 内容でございます。

十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第8号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、承認第8号 専決処分した事件の承認については、原案のと おり承認されました。

◎日程第9 承認第9号

〇議 長

日程第9、承認第9号 専決処分した事件の承認についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

承認第9号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、 別紙のとおり専決処分したので報告し、承認を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

次のページをお開きください。

専決処分書。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。 専決事項 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)。

平成28年8月22日。

浦臼町長 斉藤純雄。

予算書において、ご説明申し上げます。

承認第9号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ522万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億3,280万2,00 0円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年8月22日。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳出より説明申し上げますので、8ページをお開き願います。

今回の補正につきましては、台風11号及び9号の影響を受けまして、8 月20日から23日にかけての豪雨による災害対応に係る費用を補正するも のでございます。

8款消防費1項2目水防費、補正額322万1,000円の追加でございます。内水の排除をするため、町内4カ所にポンプ等の排水設備を設置し、運転する費用として、11節需用費におきまして燃料費及びホースバンド等の消耗品として39万円、13節委託料におきまして排水機器の設置撤去に係る費用として283万1,000円を追加するものでございます。

10款災害復旧費1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額200万円の追加でございます。15節工事請負費におきまして、復旧に係る応急措置として町道黄臼沢線を含め町道3路線で土砂崩れが発生し、また河川では、支ウラウスナイ川を含め2河川の河岸決壊等に係る措置や、また、いこいの森からの土砂流出排除など災害対応及び仮復旧に係る費用を追加するもので

ございます。

歳出合計522万1,000円の追加となってございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額522万1,000円の追加でございます。財源調整に伴い財政調整基金から繰り入れを行うものでございます。

歳入合計、歳出と同じ522万1,000円の追加となってございます。 以上が、承認第9号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第8号)の 内容でございます。

十分ご審議いただき、承認賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。

歳入歳出一括して質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、承認第9号 専決処分した事件の承認についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(替成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、承認第9号 専決処分した事件の承認については、原案のと おり承認されました。

◎日程第10 議案第43号

〇議 長

日程第10、議案第43号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

〇総務課主幹(石原正伸君)

議案第43号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)。

平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,146万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億4,427万1,000円とする。

2 歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の 歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成28年9月13日提出。

北海道浦臼町長 斉藤純雄。

初めに、歳出よりご説明申し上げますので、10ページをお開き願います。 主なものを説明させていただきます。

2款総務費3項2目賦課徴収費、補正額123万2,000円の追加でございます。平成29年1月からマイナンバー運用に対応するため、税務申告システムのバージョンアップ費用として13節委託費に追加するものでございます。

3款民生費1項1目社会福祉総務費、補正額150万円の追加でございます。20節扶助費につきまして、高齢者世帯や障害者世帯等を対象として、 屋根及び窓の除雪に係る費用の2分の1を助成する制度を創設するもので、 限度額を5万円とし、30世帯分を見込むものでございます。

次のページをお開き願います。

3項1目老人福祉費、補正額664万円の追加でございます。主なものは、13節委託料につきまして、介護予防・生活支援を一体的に提供するためのコーディネーター事業に係る費用として500万円を追加、19節負担金補助及び交付金につきまして、先ほどの支援事業に係る自治体の負担分として156万円を追加するものでございます。

5款農林水産業費1項5目農業振興費、補正額101万5,000円の追加でございます。19節負担金補助及び交付金につきまして、28年度の環境保全型農業直接支払交付金として20名分を見込み90万円を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

9款教育費2項1目学校管理教育振興費、補正額30万9,000円の追加でございます。13節委託料につきまして、小学校環境測定として揮発性有機化合物等の含有量に係る調査を冬期間に実施するものでございます。

5項2目郷土史料館費、補正額25万3,000円の追加でございます。 9節旅費につきまして、坂本龍馬記念館所蔵の展示物返却に要するものとして2名分を追加するものでございます。

10款災害復旧費1項1目現年発生小規模災害復旧費、補正額50万円の追加でございます。15節工事請負費につきまして、8月の災害対応により

多くの予算を執行しておりますので、今後に備えて追加補正するものでございます。

11款公債費1項1目元金につきましては、財源更正でございまして、減債基金からの繰り入れを全額繰り戻すものでございます。

歳出合計1,146万9,000円の追加でございます。

続きまして、歳入についてご説明申し上げますので、6ページをお開き願います。こちらも主なものを説明させていただきます。

9 款地方交付税1項1目地方交付税、補正額2億5,933万1,000 円の追加でございます。普通交付税の確定によるもので、前年度比2.4% の減少となってございます。

14款道支出金2項4目農林水産業費道補助金、補正額67万5,000 円の追加、環境保全型農業直接支援対策事業に係る補助金でございます。

続きまして、15款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額121万8,000円の追加でございます。平成27年度に実施いたしました分収林間伐の売払代金となってございます。

17款繰越金1項1目繰越金、補正額8,108万9,000円の追加で ございます。27年度決算に伴うものでございます。

18款諸収入3項5目地域支援事業費委託金、補正額800万円の追加で ございます。生活支援体制整備事業に係る中空知広域連合からの委託金でご ざいます。

19款町債1項1目臨時財政対策債、補正額821万6,000円の減額でございます。普通交付税の確定に伴う減額となってございます。

20款繰入金1項1目基本財産繰入金、補正額3億3,086万5,000円の減額でございます。財源調整として、1節財政調整基金繰入金を2億3,086万5,000円減額してございます。次のページをお開き願います。同じく3節減災基金繰入金を1億円減額するものでございます。

歳入合計、歳出と同じ1,146万9,000円の追加となってございます。

以上、議案第43号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算(第9号)の 内容でございます。

十分ご審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。 以上です。

〇議 長

これより、質疑を行います。

議事の進行上、歳出から進めます。

予算書の10ページをお開きください。

歳出全款にわたり質疑を受けます。

質疑ありませんか。

7番、牧島議員。

○7番(牧島良和君)

13ページでありますが、いよいよかというふうに思うわけでありますが、介護予防・日常生活支援総合事業委託料ということで出ております。私どもが近間で経験する中でも大変な仕事が、町の事業から、介護事業の本質から、民間といいますか、委託の事業という形に形としてあらわれた予算だなというふうに思っております。

それで、二、三点お伺いしたいのは、これは全体が800万円ということで、それぞれの町村によって、入りの部分とこの事業全体に係ることでの尋ね方なんですが、お金のこの800万円の入り方は、その市町村によって対象とする人口というのは違いますよね。それで、その800万円とする基礎の計算がどういう計算なのか。例えば、入っている町村がみんなとりあえず800万円、その中には固定経費として当然必要なパソコンや機器機材等があるかというふうに思うんですけれども、今、入りの部分でちょっと聞いちゃったからね、後でもいいんですけれども。

そして、その中で800万がどういう形なのかということでは後でもいいんですが、人件費とする部分が、例えばうちの町は150人対象とする方々がいて、その人の手当ての分ですよということで800万円のうち幾らかと。そうしたら、隣町は150人いて、そうしたら2人その人が手当てされるのということで、何人を対象としてこの人件費というのは計算されているんですか。

前段言いましたように、近間でいろんな形で生活支援に当たられている、 直接的に当たられている社会福祉協議会さんの動きや、それから、町当局の かかわり方という点では、非常にご苦労があるわけですよね。支援されよう とする人件費が、どのくらいのものとして出されてきているのか。入りの部 分は後でも結構ですけれども、お尋ねをしたいというふうに思います。

〇議 長

大平課長。

〇長寿福祉課長 (大平雅仁君)

牧島議員のご質問にお答えします。

この800万円、入りの部分になりますけれども、これは定額でございます。うちの町の規模でいきますと、これはコーディネーターが、生活支援コーディネーターというそういう部分があるんですが、これが第1層、第2層とか、そういう部分に分かれる。大きな町ですとちょっと金額の計算が違うんですが、うちの町でいきますともう800万円は固定です。この近隣の町全体も800万円、対象になる人がどうだとかそういうのではなく、この事業に対して800万円という形になってございます。

入りと支出の部分の差があるんですが、この事業はもちろん町の包括支援 センターと連携をとるという部分もありますので、差額につきましては、町 の職員の人件費、給与の方に200万円ちょっとほど充てております。それ でその差額が出ているという状態でございます。

以上です。

〇議 長

牧島議員。

○7番(牧島良和君)

そうなりますと、これが施行が10月からということでありますので、今年度については、年をまたぐけれども1年として800万円という理解でよくて、来年度も、今予想されるのは800万円というふうに理解をして、その人材について、町の持ち分もあるんだということですが、この委託の中でのいわゆる人件費とうたってありますから、委託される側は当然人件費として、期中ではあるけれども、残額が出るかもしれないけれどもとりあえずは800万円で、来年も800万円という数字は動かないものとして、雇われる側、委託する者にとっては、その人材を探す、あるいは充てるという、あるいは兼任させるということになるのかなと。あとは委託される側が、その人件費の使い方を全体として入りの部分でこれだけなんだよというとらえ方なのかなというふうに思いますが、その点でどうなのか。

また、人材の要件といいますか、町側が提供する人件費とする部分の委託 する側が、その人の要件といいますか、資格といいますか、そうしたものも ある程度枠をはめているのか、あるとすればどんな枠なのか。

○議 長

大平課長。

〇長寿福祉課長 (大平雅仁君)

牧島議員のご質問にお答えします。

基本的には800万円の金額は、毎年変わりません。ですから、来年もまた800万円が来るということになります。

とりあえず今想定している部分は、この事業において生活支援コーディネーターの配置と、それから、町全体の地域ケアシステムを構築するための協議体というものを組織立てするという部分がございます。

ただ、いきなり組織立てはできないので、その前の前段で検討委員会という形をつくりまして、検討していくという中で、とりあえず社会福祉協議会の方には生活支援コーディネーターをお願いしたいと。協議体については、その生活支援コーディネーターとともに、町の包括支援センターが協力してつくり上げていくという、そういう形を考えているところです。

以上です。

〇議 長

ほかに質疑ありますか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

次に、歳入に入ります。6ページをお開きください。 歳入全款にわたり質疑を受けます。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

歳入歳出全款にわたって質疑を受けます。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第43号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算について 採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第43号 平成28年度浦臼町一般会計補正予算は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第44号

○議 長

日程第11、議案第44号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

河本課長。

○総務課長(河本浩昭君)

議案第44号 定住自立圏の形成に関する協定の変更について。

浦臼町と滝川市及び砂川市との間において締結した定住自立圏の形成に関する協定を変更するため、別紙のとおり定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を締結することについて、浦臼町議会の議決すべき事件に関する条例に基づき議会の議決を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

提案理由につきましては、平成26年7月15日に締結いたしました定住 自立圏形成協定の一部を変更したいとするものでございます。

次ページをお開き願います。

別紙の定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書でございます。

滝川市及び砂川市を甲、浦臼町を乙として、変更について協定を締結する ものでございます。

変更の内容につきましては、別表第1の6の表の表題を防災・消防に改め、

(2) 消防相互応援体制の整備の表を加えるものでございます。

取り組みの内容につきましては、災害時や緊急時において、関係市町が協力し、迅速かつ的確な対応を行うため、平常時より情報交換や事業における連携を進め、圏域の消防力を強化し、防災力の向上を図るとしております。

甲の役割及び乙の役割につきましては、相互に協力することとしているため、同じ内容となっており、平常時より関係市町と情報交換や事業における連携を進めることにより、甲、乙からの要請に応じ、迅速かつ的確な対応を行うことができる応援体制の整備を推進するとしております。

本協定につきましては、議決をいただいた後、9月末に締結を行う予定としております。

以上が、議案第44号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についての内容でございます。

よろしくご審議いただき、ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、議案第44号 定住自立圏の形成に関する協定の変更についてを採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、議案第44号 定住自立圏の形成に関する協定の変更については、原案のとおり可決することに決定されました。

◎日程第12 同意第2号

〇議 長

日程第12、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会委員に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織及 び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

氏名 美濃 多恵

選任の理由 補欠のため

履歴書については、お目通しを願いたいと思います。

以上が、同意第2号の内容であります。

十分ご審議いただき、同意くださるようお願いいたします。

以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、同意第2号 教育委員会委員の任命の同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎日程第13 同意第3号

○議 長

日程第13、同意第3号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを議題といたします。

浅岡教育長には、退席を願いたいと思います。

(浅岡教育長 退席)

〇議 長

提案理由の説明を求めます。

斉藤町長。

〇町長(斉藤純雄君)

同意第3号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについて。

浦臼町教育委員会教育長に次の者を選任したいので、地方教育行政の組織 及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

氏名 浅岡哲男。

選任理由 任期満了によるものであります。

履歴書等については、お目通しをしていただきたいと思います。

以上が、同意第3号の内容であります。

十分ご審議いただき、同意くださりますようお願いを申し上げます。 以上です。

○議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、同意第3号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることについてを採決いたします。

本案を原案のとおり同意することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、同意第3号 教育委員会教育長の任命の同意を求めることに

ついては、原案のとおり同意することに決定されました。 暫時休憩します。

(浅岡教育長、自席に着席)

休憩 午後 4時14分 再開 午後 4時15分

○議 長

会議を再開します。

◎日程第14 報告第3号

〇議 長

日程第14、報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

石原主幹。

○総務課主幹(石原正伸君)

報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告について。 平成27年度決算に基づく健全化判断比率を地方公共団体の財政の健全化 に関する法律(平成19年法律第94号)第3条第1項及び第22条第1項 の規定に基づき、監査委員の意見をつけて報告する。

平成28年9月13日提出。

浦臼町長 斉藤純雄。

監査委員の審査意見書につきましては、後ほどお目通しをいただきたいと 存じます。

次のページをお開き願います。

平成27年度決算に基づく普通会計財政健全化判断比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づき、 次のとおり報告する。

表内の項目について、ご説明申し上げます。

財政健全化法の四つの指標に基づき、財政状況を判断するものでございます。

- ①番の実質赤字比率及び②番の連結実質赤字比率につきましては、これまで同様赤字及び資金不足が生じていないことから、数値化されていないところでございます。
- ③番の実質公債費比率につきましては、平成26年度は14.6%、本年27年度決算におきましては11.1%で3.5%改善されたところでございますが、国の財政状況が厳しい状況は変わらず、地方交付税の減額などを想定し、引き続き財政の健全化に向けて努力するものでございます。
 - ④番の将来負担比率につきましては、地方債残高の減少や基金への積立金

増加によりまして、数値化されていないところでございます。

次のページをお開き願います。

平成27年度決算に基づく下水道事業特別会計資金不足比率報告書。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、次のとおり報告すす。

表内の項目について、ご説明申し上げます。

①番の資金不足比率につきましては、資金不足が生じていないことから、 数値化されていないところでございます。

以上、概要の説明を申し上げまして、平成27年度決算に基づく健全化判 断比率のご報告とさせていただきます。

以上でございます。

〇議 長

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

報告第3号 平成27年度決算に基づく健全化判断比率の報告については、報告済みといたします。

◎日程第15 認定第1号~日程第18 認定第4号(一括議題)

〇議 長

日程第15、認定第1号 平成27年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、日程第16、認定第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第17、認定第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、日程第18、認定第4号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

川畑副町長。

○副町長 (川畑智昭君)

ただいま議題となりました認定第1号 平成27年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、認定第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、認定第4号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これら4件につきまして、地方自治法第233条の第2項の規定に基づきまして、去る8月16日から25日までの期間、町監査委員においてそれぞれの会計の決算について審査をいただいたところでございます。

よって、地方自治法第233条の第3項の規定により、これら意見書を付

しまして議会の認定に付するものでございます。

審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げまして、提案に当たっての説明とさせていただきます。

○議 長

1番、野崎議員。

○1番 (野崎敬恭君)

動議を提出したいと思います。

ただいま議案となりました、平成27年度浦臼町一般会計歳入歳出決算外3件につきましては、総合的見地から慎重なる審議を要するものと考えますので、議長及び議選監査委員を除く議員全員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されるよう望みます。

以上でございます。

〇議 長

3番、柴田議員。

○3番(柴田典男君)

ただいまの動議について、賛成いたします。

○議 長

野崎敬恭議員の動議は、賛成者がありますので成立いたしました。 したがって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りします。

野崎敬恭議員の動議のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、本件は決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付されたいとの動議は可決されました。

ただいま設置されました決算審査特別委員会の委員の選任についてお諮り します。

決算審査特別委員として、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を指名 いたします。

これにご異議ありませんか。

「「異議なし」と言う人あり〕

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、議長並びに議選監査委員を除く議員全員を、決算審査特別委員会委員に選任することに決定しました。

認定第1号 平成27年度浦臼町一般会計歳入歳出決算の認定について、 認定第2号 平成27年度浦臼町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 について、認定第3号 平成27年度浦臼町後期高齢者医療特別会計歳入歳 出決算の認定について、認定第4号 平成27年度浦臼町下水道事業特別会 計歳入歳出決算の認定について、合わせて4件を決算審査特別委員会に付託 いたします。

ここで暫時休憩をいたします。

休憩中に、ただいま設置されました決算審査特別委員会を開催して、委員 長並びに副委員長の互選を行ってください。

> 休憩 午後 4時23分 再開 午後 4時28分

○議 長

会議を再開いたします。

諸般の報告をいたします。

休憩中に決算審査特別委員会が開催され、委員長並びに副委員長の互選が 行われ、その結果の報告がありましたので周知いたします。

委員長に東藤晃義議員、副委員長に中川清美議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

◎日程第19 発議第2号

○議 長

日程第19、発議第2号 事務の検査についてを議題といたします。

本件については、会議規則第39条第2項の規定により、提案理由の説明 を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号については、提案理由の説明を省略することに決 定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、発議第2号 事務の検査について採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、発議第2号 事務の検査については原案のとおり可決されました。

◎日程第20 請願第1号

○議 長

日程第20、請願第1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意 見書の請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第1号については、会議規則第92条の規定により、委員会への付託 を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は委員会への付託を省略することに決定いたしま した。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書の請願書 を、採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、請願第1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意 見書の請願書は、採択することに決定しました。

◎日程第21 請願第2号

〇議 長

日程第21、請願第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書の請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第2号については、会議規則第92条の規定により、委員会への付託 を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第2号は委員会への付託を省略することに決定しました。 これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書の請願書を、採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、請願第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革とTPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書の請願書は、採択することに決定しました。

◎日程第22 請願第3号

〇議 長

日程第22、請願第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書の請願書を議題といたします。

お諮りします。

請願第3号については、会議規則第92条の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、請願第3号は委員会への付託を省略することに決定いたしま した。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

〇議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、採決します。

請願第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書の請願書を、採択することに賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

〇議 長

起立全員です。

したがって、請願第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に関する要望意見書の請願書は採択することに決定いたしました。

◎日程第23 意見書案第1号

〇議 長

日程第23、意見書案第1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書を議題とします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。 したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

意見書案第1号 「米政策改革」の抜本的見直しを求める要望意見書は、 原案のとおり可決されました。

◎日程第24 意見書案第2号

〇議 長

日程第24、意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革と TPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書を議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。 したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第2号 農業・農村を崩壊させかねない農政改革と TPPの拙速な国会承認の反対を求める要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第25 意見書案第3号

○議 長

日程第25、意見書案第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に 関する要望意見書を議題といたします。

お諮りします。

本件については、ただいまこの趣旨に沿った請願が採択されたところです。 したがって、本件についてはみなし採択としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号 指定団体制度の堅持など酪農政策の確立に 関する要望意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第26 意見書案第4号

〇議 長

日程第26、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策 の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

お諮りします。

意見書案第4号については、会議規則第39条第2項の規定により、提案 理由の説明を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号については、提案理由の説明を省略すること

に決定しました。

これより、質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議 長

これをもって、質疑を終わります。

これより、討論を行います。

討論ありませんか。

「「なし」と言う人あり〕

〇議 長

これをもって、討論を終わります。

これより、意見書案第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の 充実・強化を求める意見書についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに、賛成の議員は起立願います。

(賛成者起立)

○議 長

起立全員です。

したがって、意見書第4号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の 充実・強化を求める意見書については、原案のとおり可決されました。

◎日程第27 所管事務調査について

〇議 長

日程第27、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から閉会中の合同政務調査について、会議規則 第73条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

〇議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の 調査に付することに決定しました。

◎日程第28 所管事務調査について

〇議 長

日程第28、所管事務調査についてを議題といたします。

総務・農林建設常任委員長から閉会中の事務調査について、会議規則第7 3条の規定により申し出があります。

お諮りします。

両常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の調査に付することにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議 長

異議なしと認めます。

したがって、総務・農林建設常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の 調査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議 長

これをもって、本会議に付議された案件の審議はすべて終了しました。 したがって、平成28年第3回浦臼町議会定例会を閉会とします。 大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 4時39分